

知立市

子ども・子育て支援事業計画

～知立（ともだち）づくり まちづくり 未来づくり～



平成27年度～平成31年度

知立市

はじめに

知立市では、出産や子育てに関する様々な不安や負担を軽減するとともに、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つ環境づくりを総合的に推進するため、平成 17 年 3 月に「知立市次世代育成支援行動計画」の前期計画を、平成 22 年 3 月に後期計画を策定し、子育て支援施策の推進に取り組んでまいりました。

また、平成 24 年 9 月には、子どもの権利を保障し、子どもにやさしい、夢を育むことのできるまちの実現を目的として「知立市子ども条例」を制定し、その基本理念に基づき、出産期、乳児期、幼児期、学童期、青少年期を通じ、健康、子育て、教育などについて、家庭・地域・学校と連携しながら子どもを豊かに育み、子どもの活力を地域の活力につなげ、知立市を将来にわたり輝くまちにしていくなめに取り組んでまいりました。

このたび、平成 27 年度から施行される子ども・子育て支援新制度に対応し、地域の子ども・子育て支援の充実などの目標を計画的に達成していくため、「知立市子ども・子育て支援事業計画」を策定させていただきました。

この計画では、「知立市次世代育成支援行動計画」や「知立市子ども条例」の理念を継承し、「知立（ともだち）づくり まちづくり 未来づくり」を基本理念に掲げ、子どもの権利を尊重し、保護者が子育てについての責任や子育ての権利を享受し、子どもにやさしいまちづくりを総合的に推進していくこととしています。

最後になりましたが、この計画の策定に当たり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、教育・保育関係者の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました知立市子ども・子育て会議委員の皆様ならびに関係各位に、心からお礼申し上げますとともに、この計画の着実な実施のため、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

知立市長 林 郁 夫



目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の法的根拠と他の計画との整合.....	2
3 計画の期間.....	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	3
1 知立市の子ども・子育てを取り巻く現状.....	3
2 アンケート調査結果.....	6
第3章 計画の基本理念.....	17
1 基本理念.....	17
2 基本目標.....	18
3 施策体系.....	19
第4章 子ども・子育て支援施策の展開.....	20
1 子育て支援の充実.....	20
2 母子の健康の確保と増進.....	28
3 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	34
4 きめ細かな取り組みが必要な家庭や子どもへの支援の充実.....	36
第5章 量の見込みと確保の内容.....	44
1 目標事業量の設定.....	44
2 教育・保育の量の見込みと確保の内容.....	46
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....	48
第6章 推進体制.....	53
1 計画の推進に向けて.....	53
2 計画の評価・検証.....	53
資料編.....	54
1 知立市子ども・子育て会議条例.....	54
2 知立市子ども・子育て会議委員名簿.....	56
3 策定経過.....	57

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきました。しかし、少子・高齢化はその後進行し続けており、それに加えて、共働き家庭の増加に伴う低年齢時保育ニーズの高まりや、世帯の小規模化の進行、地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

こうした変化を受け、子ども・子育てに関する新たな支援制度を構築していくため、平成24年8月に、「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

この3法に基づいて、平成27年度からは、新たな子ども・子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」が施行され、同制度においては、(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3) 地域の子ども・子育て支援の充実が目標に掲げられています。

また、これらの目標を計画的に達成していくため、「子ども・子育て関連3法」のうちの「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市区町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけています。

本市では、平成21年度に「知立市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子育てに関する施策の推進を図るとともに、福祉や保健をはじめとする諸施策を総合的に推進してきました。

しかし、本市においても、少子化や世帯規模の縮小、共働き家庭の増加による低年齢児保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、これまで以上に子ども・子育てに関する視点を強化し、子どもの健やかな育ち、保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的として、本計画を策定しました。

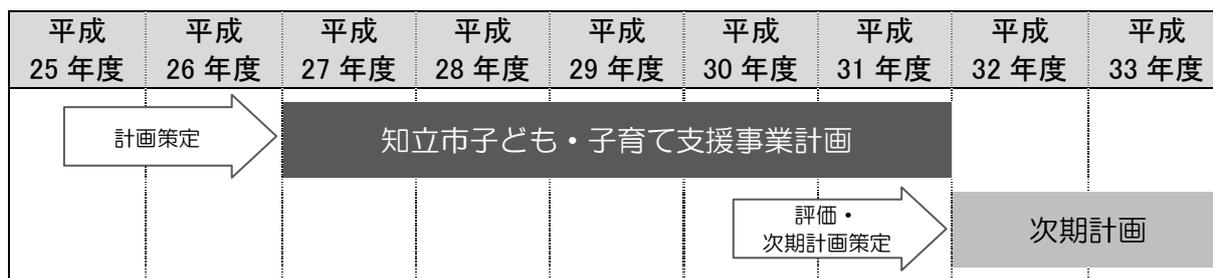
2 計画の法的根拠と他の計画との整合

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。計画の策定に当たっては、本市の上位計画である「知立市総合計画」をはじめとして、知立市障がい者計画、知立市食育推進計画その他の関連計画との整合を考慮します。

また、次世代育成支援対策推進法が平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間延長されたことにより、同法に基づく行動計画策定指針の中の「母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進」に関する部分、いわゆる母子保健計画の策定が必要であること、さらに、平成 26 年 6 月に閣議決定された「放課後子ども総合プラン」に関する計画を策定する必要があることから、本計画において、これらの計画も包括的に盛り込むこととします。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。計画の最終年度である平成 31 年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 知立市の子ども・子育てを取り巻く現状

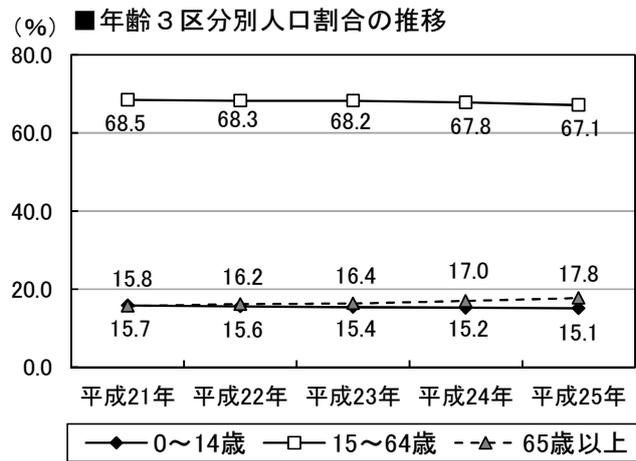
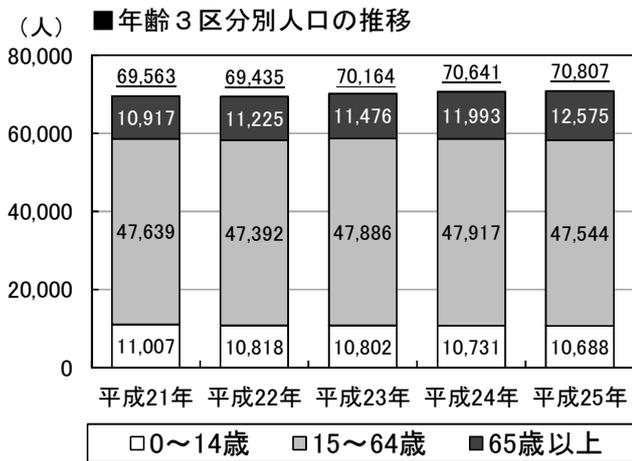
(1) 人口の状況

本市の人口は、平成22年から平成25年にかけて増加しており、平成25年は70,807人となっています。

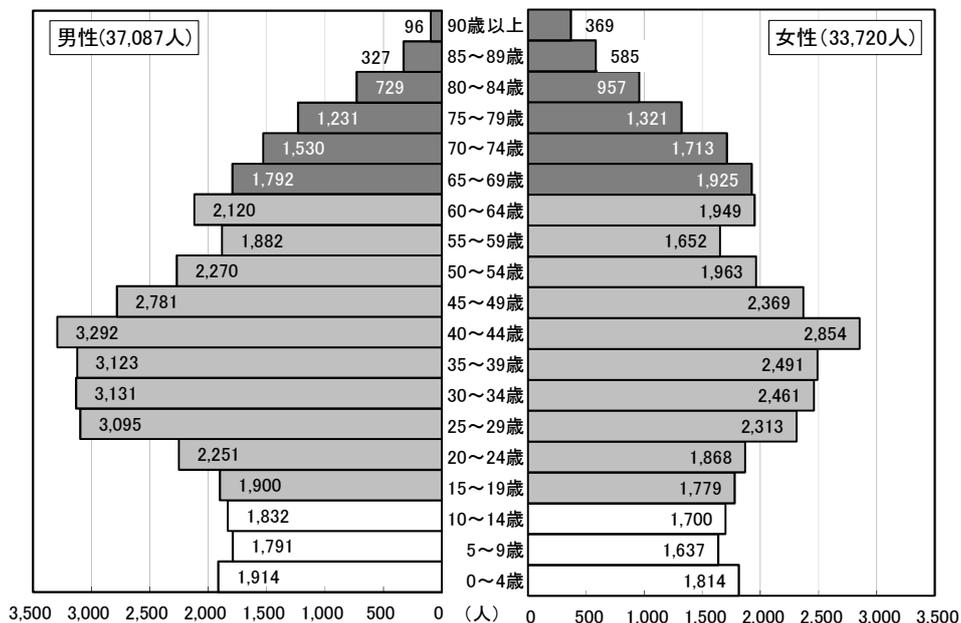
年齢3区分別人口について平成21年と平成25年を比較すると、年少（0～14歳）人口、生産年齢（15～64歳）人口では減少しているものの、高齢者（65歳以上）人口では増加しています。

年齢3区分別人口割合をみると、年少人口割合と生産年齢人口割合では減少しており、高齢者人口割合が増加しています。

人口ピラミッドをみると、40歳～44歳をピークにその前後の層の人口が多くなっています。

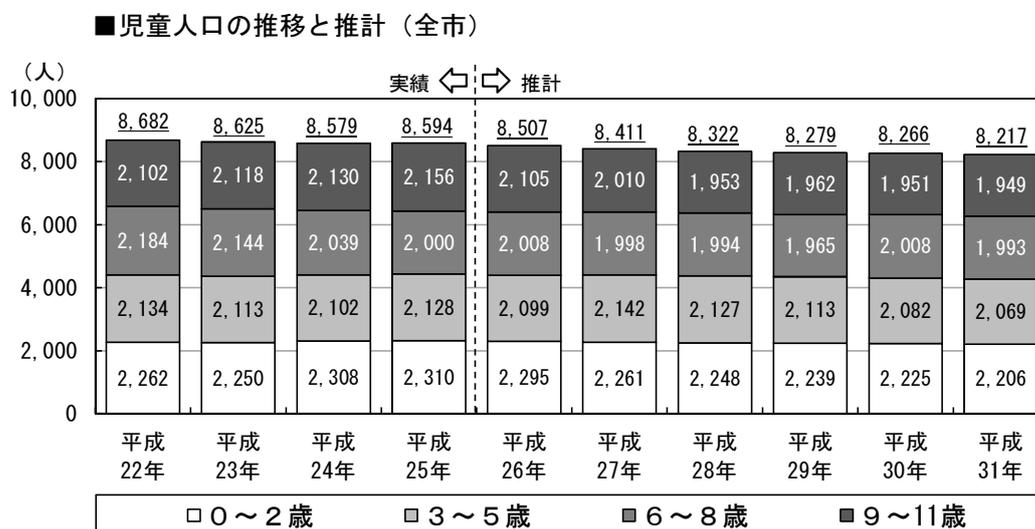


■ 人口ピラミッド



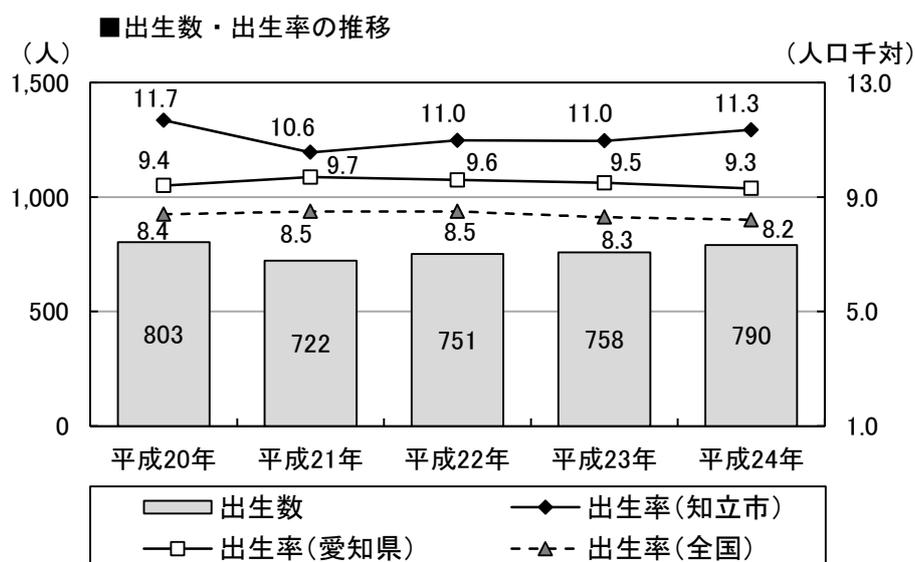
(2) 児童人口の推移と推計

本市全体の児童人口の推移をみると、平成22年から平成25年にかけて減少しています。平成26年からの推計でも減少していく見込みとなっており、平成31年には8,217人と、平成22年から平成31年の10年間で465人の減少となっています。



(3) 出生率※の推移

出生数の推移をみると、平成21年から平成24年にかけて増加しています。また出生率も平成21年から平成24年にかけて増加しています。国や県と比較すると、いずれの年においても全国や愛知県より高い値となっています。

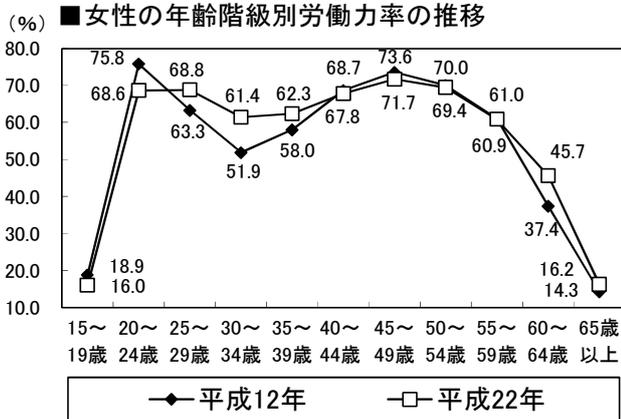


※出生率…人口1,000人に対する1年間の出生数（死産を除く）のこと。

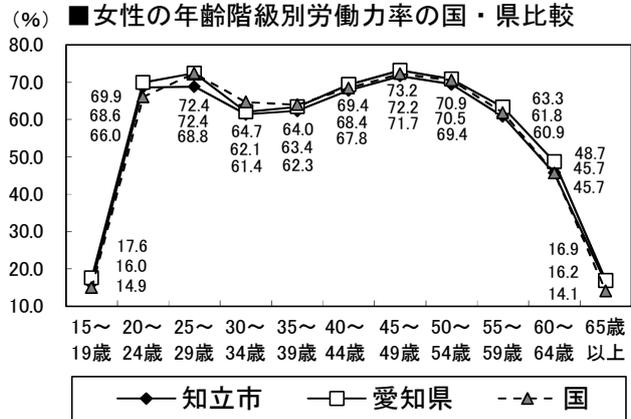
(4) 女性の就労状況

本市の年齢階級別労働力率をみると、結婚や出産を機にいったん仕事を辞め、子育てが落ち着いてきた頃に再び就労することが考えられるM字曲線を描いているものの、平成12年から比較すると、20歳代後半から30歳代後半にかけて曲線の谷間が浅くなっています。

また、国や県と比較してみると、本市の女性の労働力率は低くなっています。



資料：国勢調査

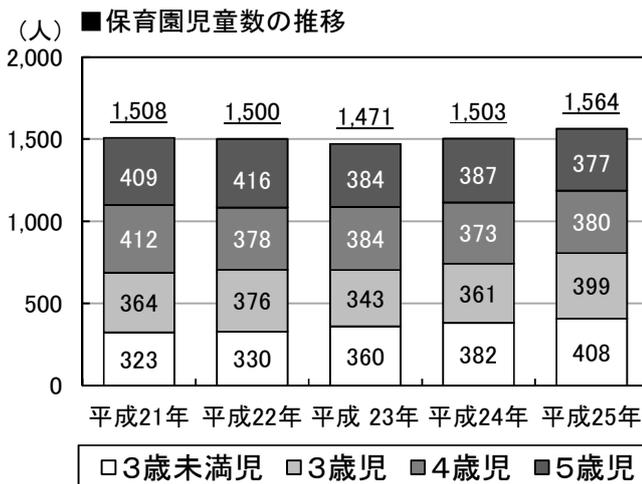


資料：国勢調査（平成22年）

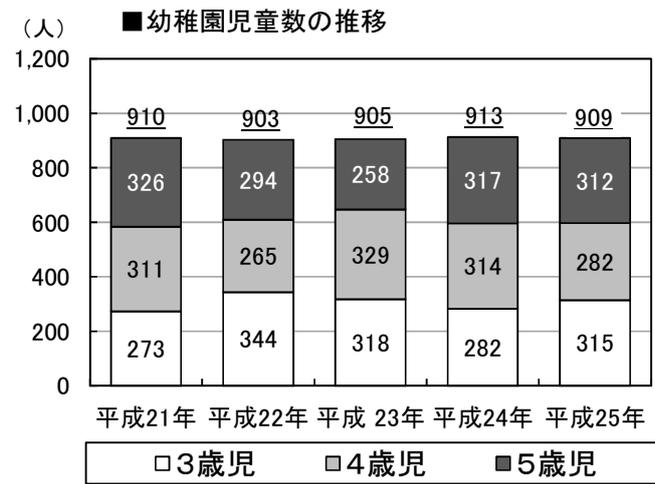
(5) 保育園・幼稚園の状況

保育園児童数の推移をみると、平成21年と比較して平成25年は増加しており、平成25年には1,564人となっています。年齢別にみると、3歳未満児の児童数が特に増加しています。

幼稚園児童数の推移をみると、平成21年から平成25年にかけて横ばいとなっており、平成25年では909人となっています。



資料：知立の統計



資料：知立の統計

2 アンケート調査結果

(1) 調査概要

- ◇調査地域：知立市全域
- ◇調査対象者：知立市内在住の就学前のお子さんをお持ちの世帯・保護者（未就学児童調査）
知立市内在住の小学生のお子さんをお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）
- ◇抽出方法：無作為抽出（未就学児童調査）
悉皆（小学生児童調査）
- ◇調査期間：平成25年11月18日（月）～平成25年11月30日（土）
平成26年1月6日（月）～平成26年1月17日（金）
- ◇調査方法：郵送配布・郵送回収による調査方法（未就学児童調査）
小学校を通じて直接配布・直接回収（小学生児童調査）

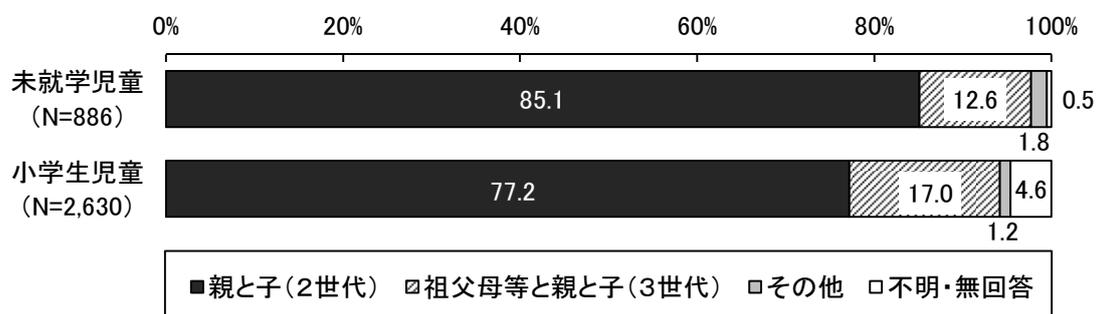
調査票	配布数	回収数	回収率
未就学児童保護者	2,000 件	886 件	44.3%
小学生児童保護者	3,161 件	2,630 件	83.2%
合計	5,161 件	3,516 件	68.1%

(2) 調査結果

子どもの育ちをめぐる環境について

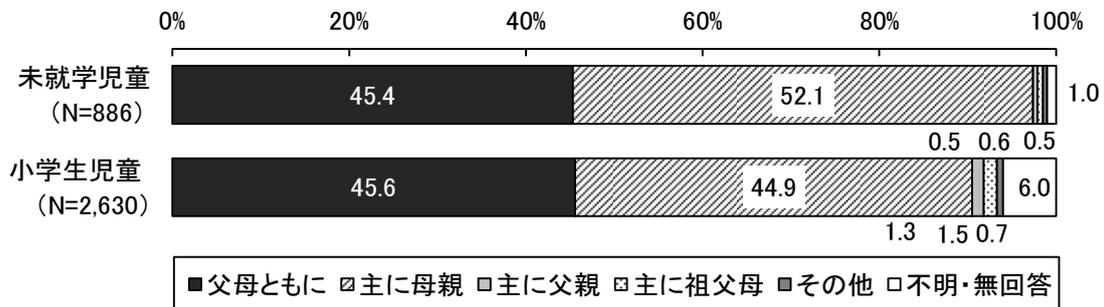
① 子どもと同居している家族の形態〈単数回答〉

家族の形態についてみると、「親と子（2世代）」が未就学児童で 85.1%、小学生児童で 77.2%と最も高くなっています。



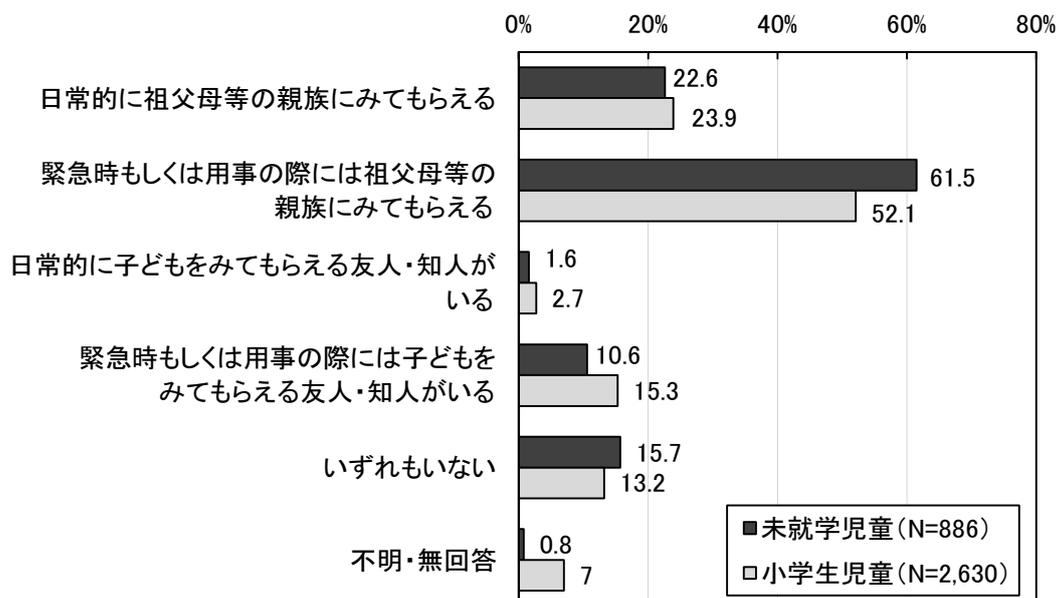
② 子育てを主に行っている方〈単数回答〉

子育てを主に行っている方についてみると、未就学児童では「主に母親」が52.1%と最も高く、小学生児童では「父母ともに」が45.6%と最も高くなっています。



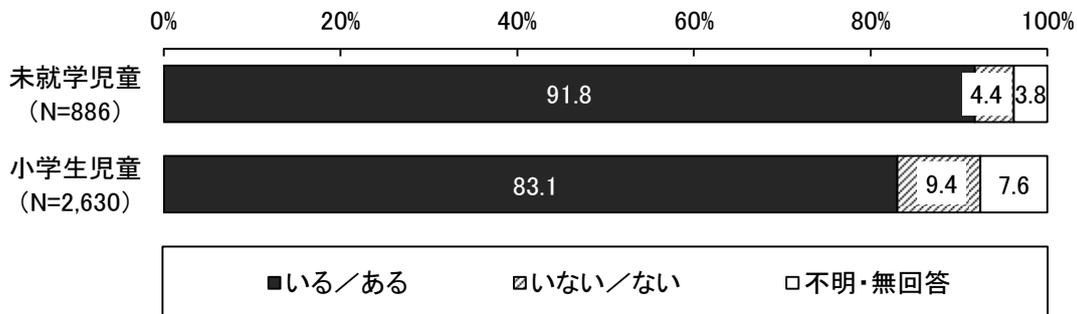
③ 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が未就学児童で61.5%、小学生児童で52.1%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が未就学児童で22.6%、小学生児童で23.9%となっています。



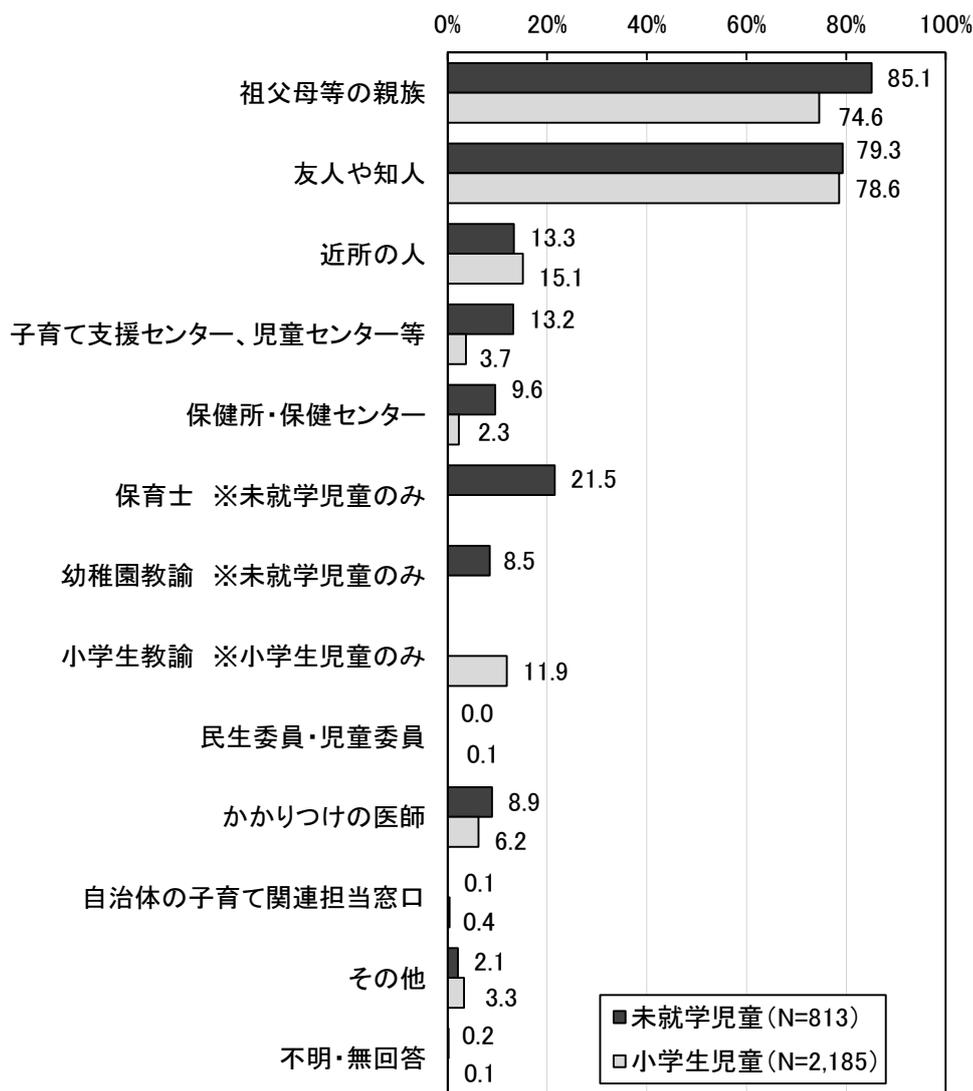
④ 気軽に相談できる人の有無〈単数回答〉

気軽に相談できる人の有無についてみると、「いる／ある」が未就学児童で91.8%、小学生児童で83.1%、「いない／ない」が未就学児童で4.4%、小学生児童で9.4%となっています。



⑤ 気軽に相談できる先〈複数回答〉

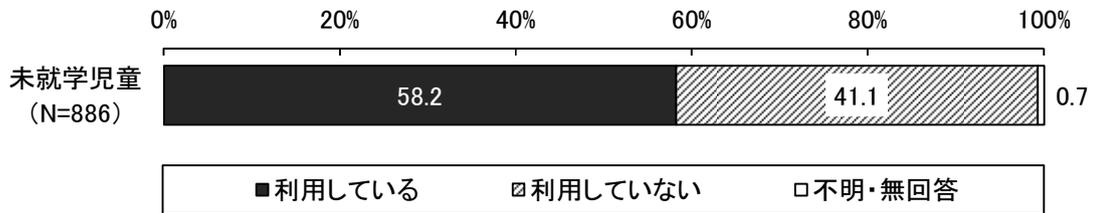
気軽に相談できる先についてみると、未就学児童では「祖父母等の親族」が85.1%、小学生児童では「友人や知人」が78.6%と最も高く、次いで未就学児童では「友人や知人」が79.3%、小学生児童では「祖父母等の親族」が74.6%と高くなっています。



平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について（未就学児童）

① 現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無〈単数回答〉

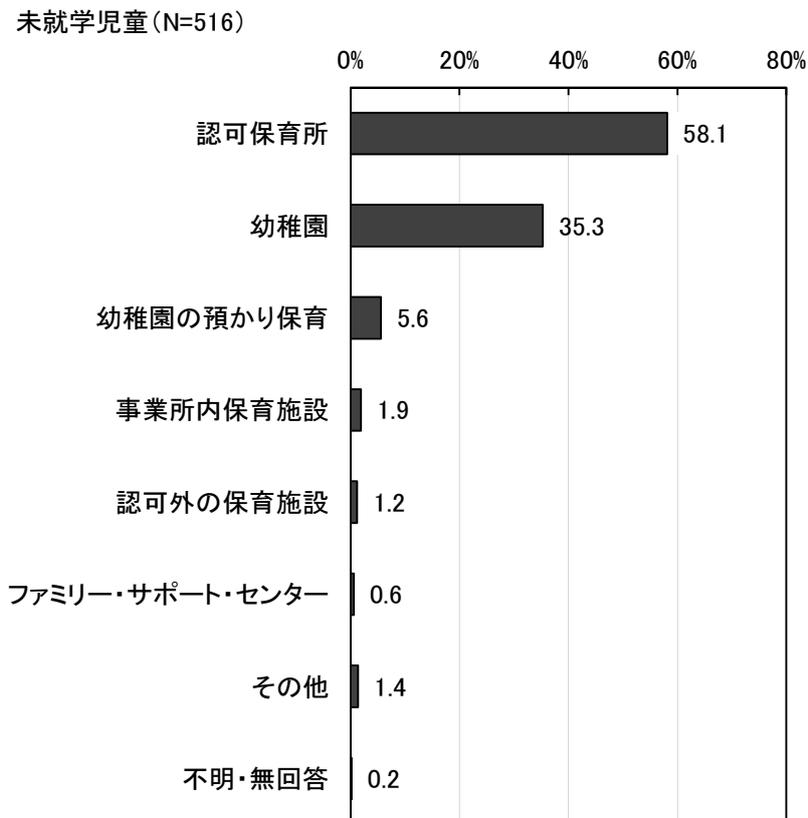
現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無についてみると、「利用している」が58.2%、「利用していない」が41.1%となっています。



①で「利用している」を選んだ方

①-1 平日に利用している教育・保育事業〈複数回答〉

平日に利用している教育・保育事業についてみると、「認可保育所」が58.1%と最も高く、次いで「幼稚園」が35.3%となっています。

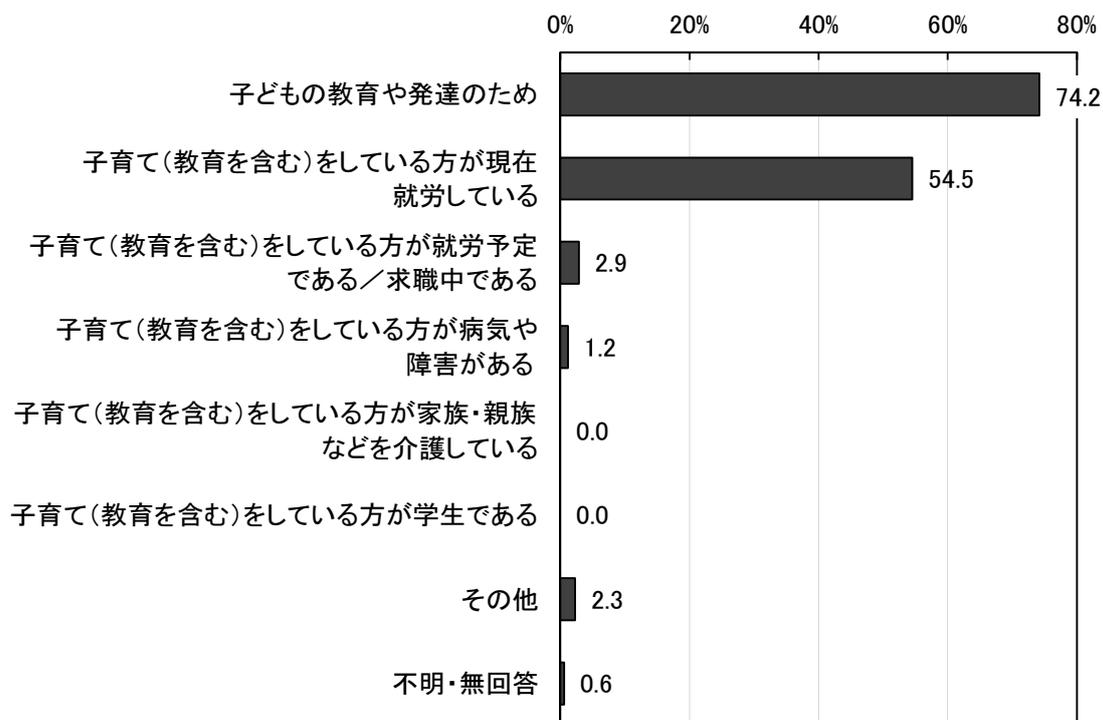


①で「利用している」を選んだ方

①-4 平日、教育・保育事業を利用している主な理由〈複数回答〉

平日、教育・保育の事業を利用している主な理由についてみると、「子どもの教育や発達のため」が74.2%と最も高く、次いで「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」が54.5%となっています。

未就学児童(N=516)

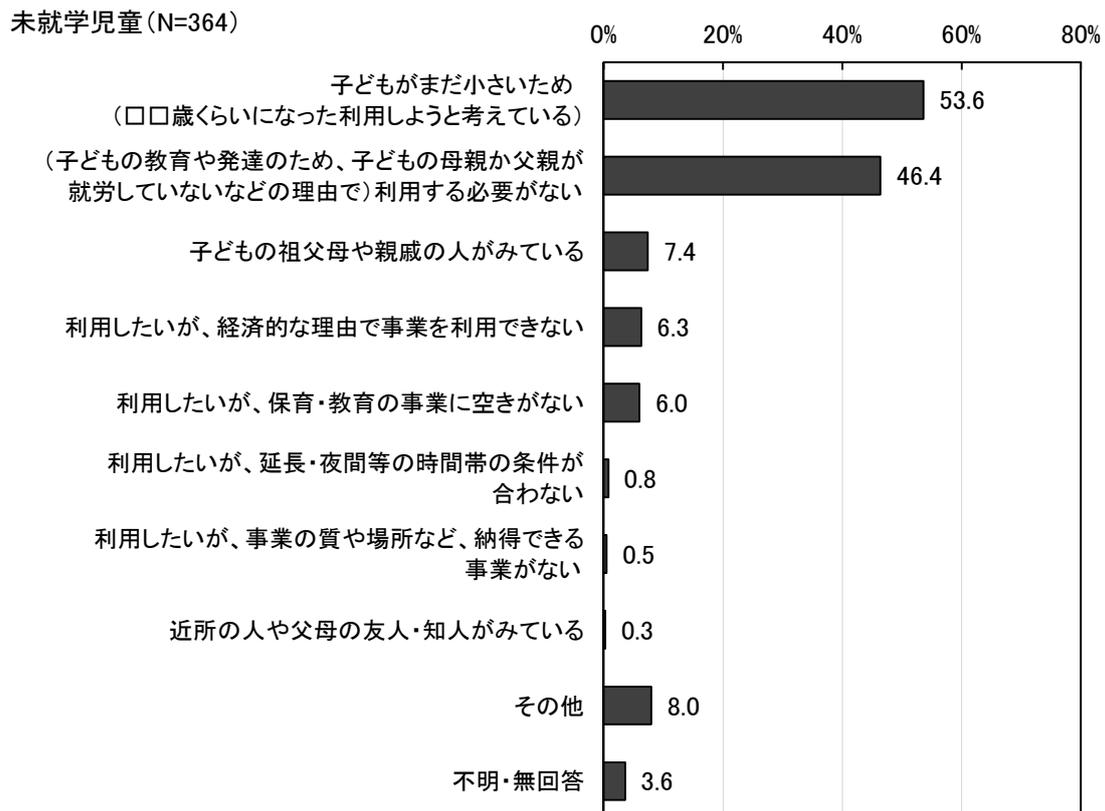


①で「利用していない」を選んだ方

①-5 利用していない主な理由〈複数回答〉

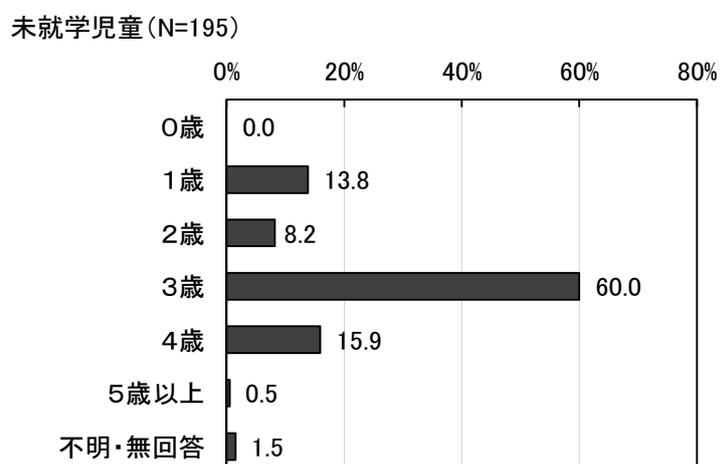
平日、教育・保育事業を利用していない主な理由についてみると、「子どもがまだ小さいため（□□歳くらいになったら利用しようと考えている）」が53.6%と最も高く、次いで「(子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で) 利用する必要がない」が46.4%となっています。

また、利用したいときの子どもの年齢では、「3歳」が60.0%と最も高くなっています。



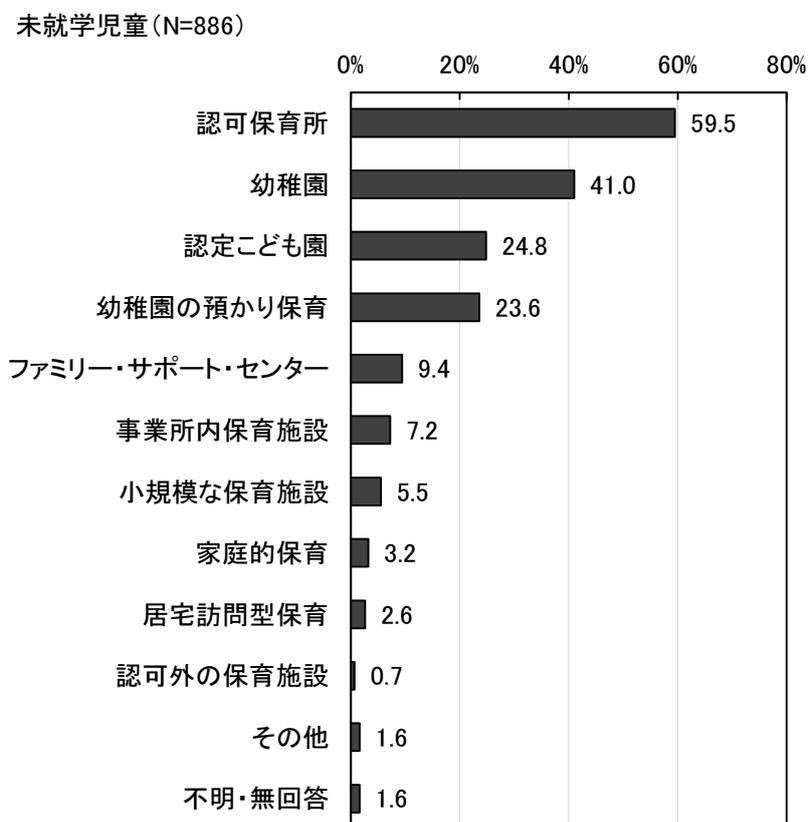
①-5で「子どもがまだ小さいため（□□歳くらいになったら利用しようと考えている）」を選んだ方

●利用したい時の子どもの年齢〈数量回答〉



② 現在の利用の有無にかかわらず、今後、平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業〈複数回答〉

今後、平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業についてみると、「認可保育所」が59.5%で最も高く、次いで「幼稚園」が41.0%となっています。



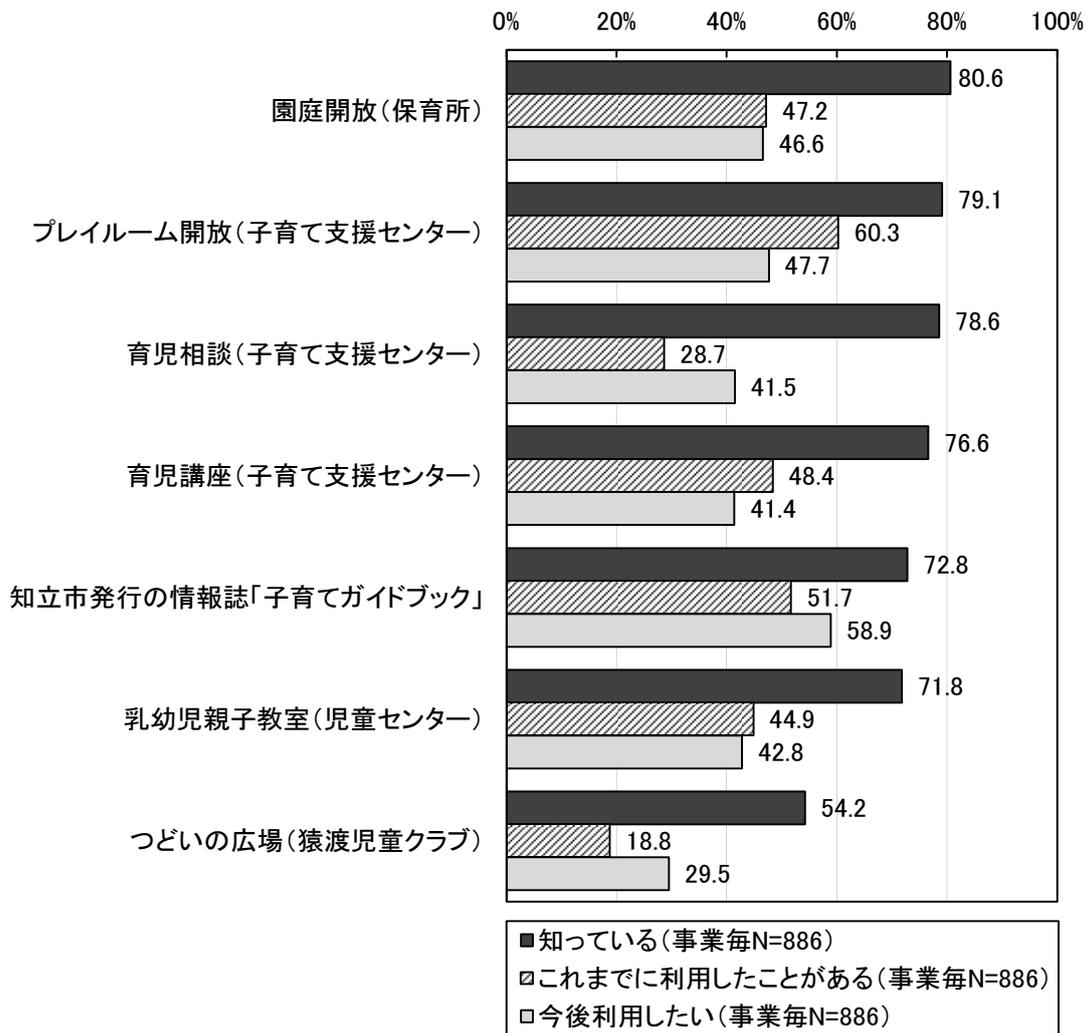
地域の子育て支援事業の利用状況について

① 教育・保育に関する事業の認知度・利用状況・利用意向〈単数回答〉

教育・保育に関する事業の認知度・利用状況・利用意向についてみると、『認知度（知っている）』は、「園庭開放（保育所）」で80.6%と高くなっています。

『利用状況（これまでに利用したことがある）』は、「プレイルーム開放（子育て支援センター）」で60.3%と高くなっています。

『利用意向（今後利用したい）』は、「知立市発行の情報誌「子育てガイドブック」」が58.9%と高くなっています。



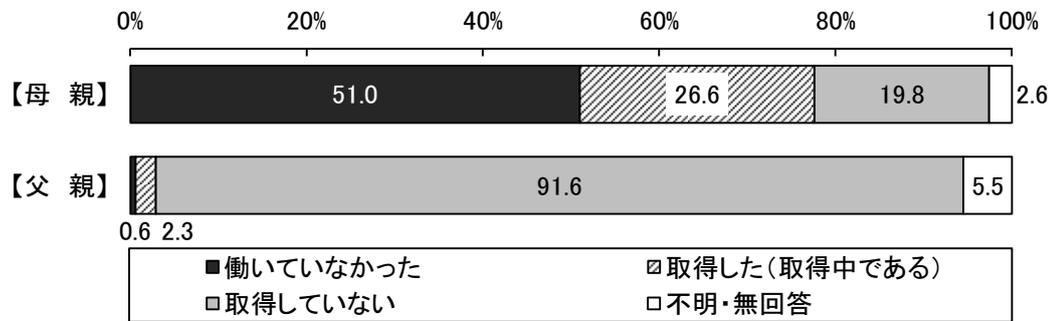
育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について（未就学児童）

① 子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況〈単数回答〉

子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況についてみると、母親では「働いていなかった」が51.0%、父親では「取得していない」が91.6%と最も高くなっています。また、「取得した（取得中である）」では母親が26.6%、父親が2.3%となっています。

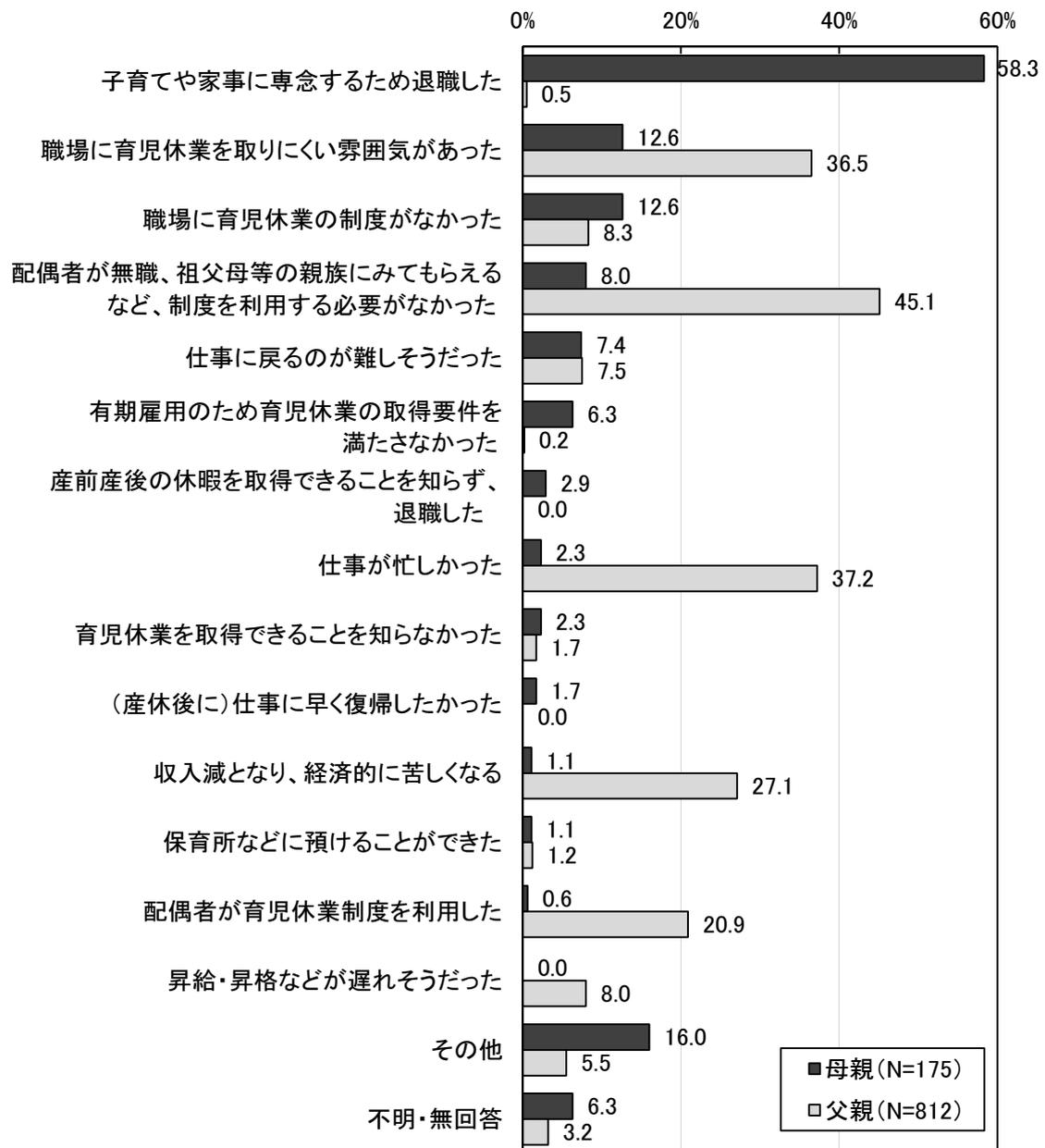
育児休業を取得していない理由については、母親で「子育てや家事に専念するため退職した」が58.3%で最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「職場に育児休業の制度がなかった」が12.6%となっています。父親では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が45.1%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が36.5%となっています。

未就学児童(N=886)



①で「取得していない」を選んだ方

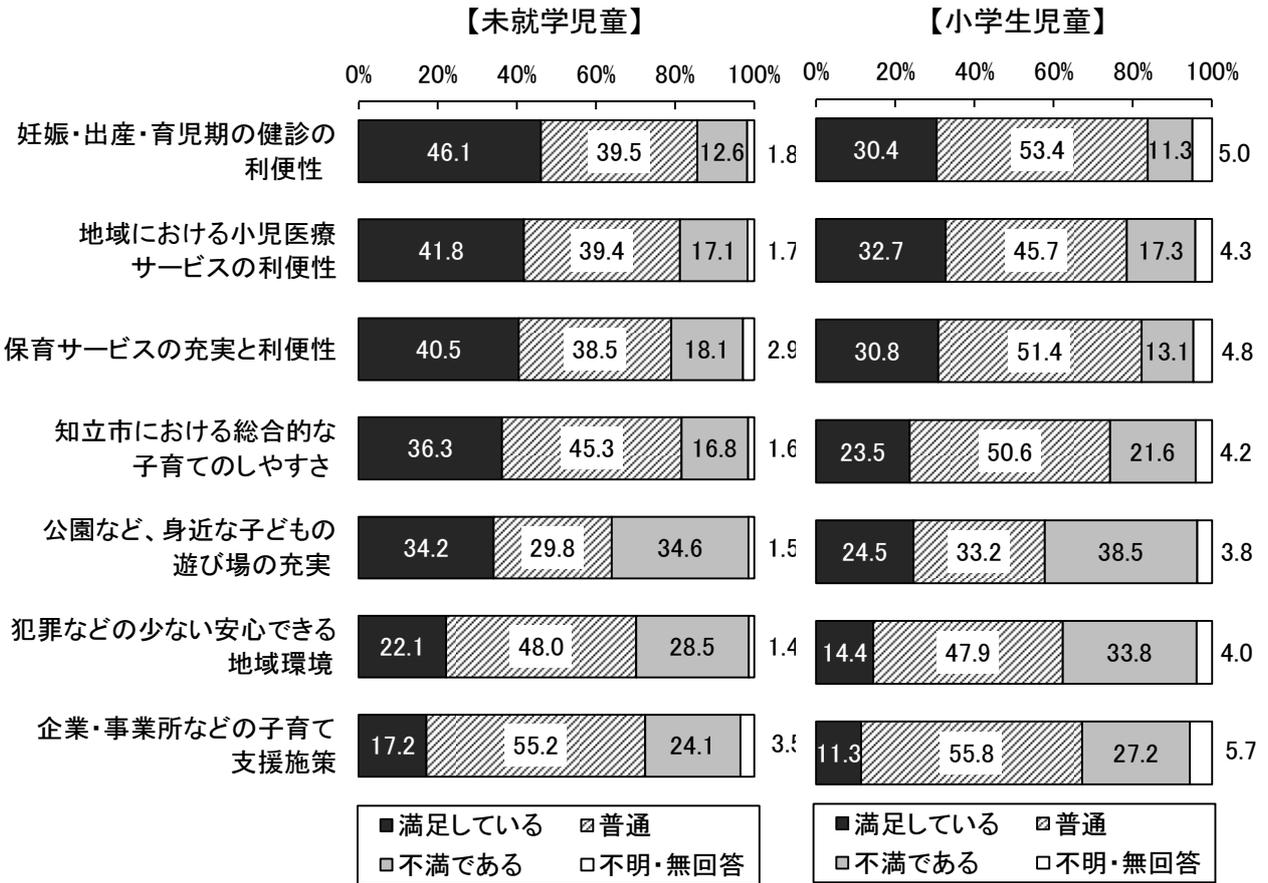
●取得していない理由〈複数回答〉



知立市における子育ての環境や支援への満足度

① 子育ての環境や支援への満足度〈単数回答〉

子育ての環境や支援への満足度についてみると、未就学児童では「妊娠・出産・育児期の健診の利便性」で「満足している」が46.1%と最も高くなっています。小学生児童では「地域における小児医療サービスの利便性」が32.7%と最も高くなっています。



第3章 計画の基本理念

1 基本理念

すべての子どもは、生まれながらにして一人ひとりがかげがえのない大切な存在であり、子どもが健やかに育つためには、「子どもの権利」が守られなければなりません。

本市では、平成24年10月1日に、「子どもの権利」を守り、子どもにやさしい、夢を育てることのできるまちになるよう「知立市子ども条例」を制定しました。

「知立市子ども条例」では、一人の人間として育ち、学び、生活していくうえで守られるべき、「自分らしく生きる権利」、「安心して生きる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」の4つの大切な権利を保障しています。

また、「知立市子ども条例」では、子どもにとって大切な権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するために、子育て家庭への支援、子どもの虐待の予防などに関する取組、育ちの場と機会の提供の取組などを行っていくことを定めています。

子育てについては、家庭が教育・保育の原点であり、保護者が第一義的な責任を有することが前提となりますが、近年、世帯の小規模化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子ども・子育てを取り巻く状況が変化する中で、家庭や保護者のみで子育てを行うことが難しくなっています。

子ども・子育て支援は、保護者の育児を肩代わりするものではなく、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子育てについての責任や子育ての権利を享受することが可能となるように支援を行っていくことが必要です。

本計画により子ども・子育て支援を充実していくに当たっては、「知立市子ども条例」に定める「子どもの権利」を尊重し、保護者をはじめとした地域の大人が力を合わせて子どもたちを支え、子どもにやさしいまちづくりを推進するという思いをこめて、「知立（ともだち）づくり まちづくり 未来づくり」を基本理念とします。

【基本理念】

知立（ともだち）づくり まちづくり 未来づくり

2 基本目標

基本理念に基づき、本市の子ども・子育て支援の充実を図るために、4つの基本目標を掲げます。

1 子育て支援の充実

子育てをしているすべての家庭が安心して地域で子育てをすることができるよう、地域における多様な資源や人材を活用し、行政と地域が一体となってさまざまな子育て支援の推進を図ります。

また、一人ひとりの子どもの個性を大切にしながら、その育ちを支援するため、教育・保育のさらなる質の向上を目指し、教育・保育の実施主体への支援も含めた施策の推進に取り組みます。

2 母子の健康の確保と増進

安心して妊娠し、出産することができ、ゆとりを持って健やかに子どもを育てる家庭づくりを支援し、母子の健康増進に関する施策や小児医療体制の充実などを図ります。

3 職業生活と家庭生活との両立の推進

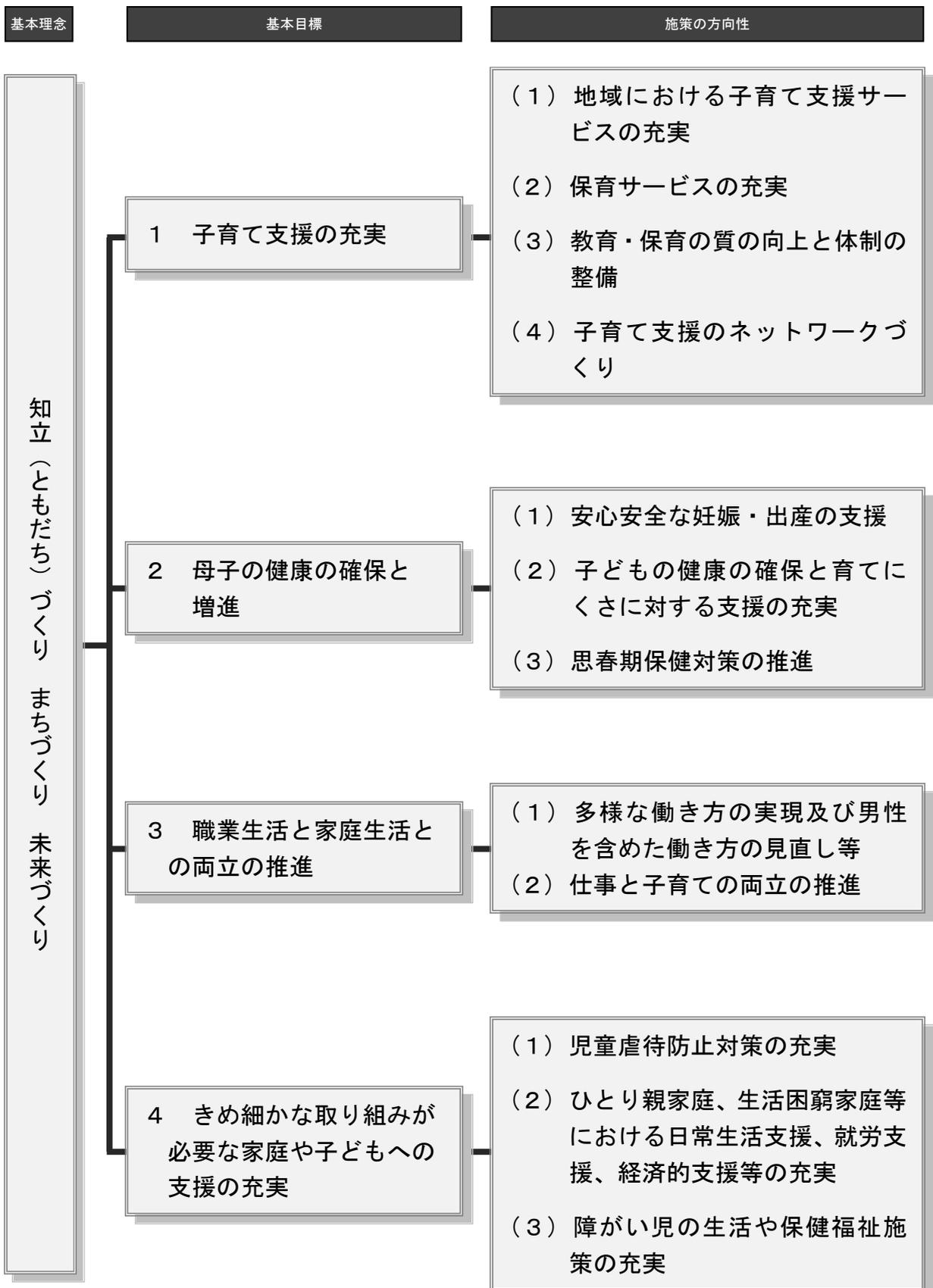
子どもの健やかな育ちに向けては、子育て支援の充実とともに、保護者の仕事と家庭の両立が図られることが必要です。

ワーク・ライフ・バランスの推進が図られるよう地域や事業所との連携の推進に取り組みます。

4 きめ細かな取り組みが必要な家庭や子どもへの支援の充実

児童虐待の防止に向けて、関係機関との情報の共有や連携の強化を図るとともに、養育支援を必要とする家庭、ひとり親家庭、生活困窮家庭、障がいのある子どもがいる家庭など、きめ細かな支援が必要となる家庭や子どもが健やかに成長することができるよう、支援の充実を図ります。

3 施策体系



第4章 子ども・子育て支援施策の展開

1 子育て支援の充実

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

地域で子育てがしやすいように、子育てに関する事業の実施や相談窓口を設けるなど、地域における子育て支援の充実を図ります。

また、これらの事業を有効に活用してもらうために、子育てに関する情報提供を行っていきます。

①地域子育て力の向上

共働き家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

子育て支援センター事業の推進		子ども課
事業内容	子育て家庭を対象として、育児講座や親子教室を開催し、また、育児相談や子育てサークルの支援を行っています。	
今後の目標	中央・来迎寺・南の各子育て支援センターで事業を実施するとともに、中央子育て支援センターを中核施設として位置づけ、地域の保育資源の情報提供や地域の保育資源との連携・協力体制を構築することができるように努めます。	
子育て相談の充実		子ども課
事業内容	子育て支援センター、保育所、児童センターにおいて電話やメールによる子育て相談や情報の提供を行っています。	
今後の目標	中央子育て支援センターを子ども・子育てに関する情報発信、子育て相談の中核施設として位置づけ、ホームページの掲載内容を見直し、積極的に情報を発信するとともに、保育士、保健師による子育て相談の充実を図ります。 また、通訳の配置などを通じて、外国人親子が利用しやすい環境の整備を図ります。	
短期入所生活援助事業		子ども課
事業内容	保護者が病気その他の理由により、一時的に児童の養育が困難になった場合に、乳児院又は児童養護施設において子どもを養育します。 現在、乳児院として豊橋ひかり乳児院（豊橋市）と、児童養護施設として岡崎平和学園（岡崎市）、なかよしこよし（安城市）と委託契約を締結しています。	
今後の目標	緊急時に、より身近な施設を利用することができるよう委託先施設の確保に努めるとともに、子育て支援センター、児童センターなどを通じて事業に関する情報の提供に努めます。	

②ファミリー・サポート・センター事業の拡充

事業のPRを推進し、依頼会員・援助会員・両方会員それぞれの増加や事業の拡充を図ることによって、多様なニーズに対応することができる体制を確立します。

ファミリー・サポート・センター事業の推進		子ども課
事業内容	交流会や研修会等により、援助会員同士の横のつながりをつくることで援助会員の増員や援助活動の幅の広がりを進め、事業の充実を図るとともに、情報誌の発行などにより、会員の拡充に努めます。	
今後の目標	会員の組織化、情報交換、連携体制の強化を進め、託児グループの立ち上げなど事業の拡充を検討します。	

③放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の充実及び連携

放課後の小学校児童を対象に、遊びや生活の場を与え健全な育成を図るため、運営の充実に努めます。

また、国の放課後子ども総合プランを踏まえ、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施や、これらの一体的な、又は連携による実施などを検討します。

放課後児童クラブ		子ども課
事業内容	小学校1年生から4年生までの放課後に留守家庭となる児童を対象に遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図っています。	
今後の目標	利用する児童の人数が多く、手狭な施設について、施設整備による専用室の拡充などにより、育成環境の充実を図るとともに、利用対象を小学校5、6年生まで拡大することができるよう努めます。	
放課後子ども教室		学校教育課
事業内容	すべての小学校児童を対象として、放課後の安心・安全な活動拠点（居場所）づくりを確保しています。	
今後の目標	引き続き、7小学校区すべてにおいて放課後子ども教室を実施していくとともに、各学校との連携を密にし、各場所にあった活動を充実させます。	
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施及び連携等		子ども課 学校教育課
事業内容	「一体型」とは、同一の小学校内などで放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の両事業を実施し、共働き家庭の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室のプログラムに参加することができるようにすることで、すべての小学校児童の安心・安全な居場所を確保する事業です。	
今後の目標	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室をそれぞれ7小学校区すべてで実施しているため、新たに両事業を一体型で実施する施設を整備する予定はありません。同一の敷地内で両事業を実施している学区において、放課後児童クラブの利用者が希望に応じて放課後子ども教室のプログラムに参加することなどの試行的な実施を検討します。	

小学校の余裕教室等の活用をはじめとする教育委員会と福祉部局との連携		子ども課 教育庶務課 学校教育課
事業内容	教育委員会と福祉部局とが連携して、すべての小学校区において、余裕教室の活用などにより、小学校の敷地内で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の両事業を実施し、児童にとってより安心・安全な居場所を確保することです。	
今後の目標	少人数学級を実施する学年の増加などにより、各学校とも、余裕教室がほとんど存在しない状況であり、その活用は困難ですが、教育委員会と福祉部局とが連携して、学校、放課後子ども教室及び放課後児童クラブそれぞれの関係者から構成する（仮称）放課後児童の居場所運営委員会を設置し、相互理解の推進を図り、連携方法の検討などを行います。	

④児童厚生施設、公園など児童の遊び場の充実

児童センター、児童遊園の充実		子ども課
事業内容	児童センターは、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童厚生施設で、遊戯室や図書室で自由に遊んだり本を読んだりすることができ、また、センター祭りやお茶会などを通じて、異年齢の児童や地域の方々とのふれあいを楽しむことができます。 また、児童遊園は、屋外型の児童厚生施設で、広場、遊具、トイレなどが設けられています。	
今後の目標	児童センター未整備地区である猿渡小学校区及び八ツ田小学校区での児童センター整備を検討します。 また、児童遊園のトイレのユニバーサルデザイン対応などを検討します。	
公園の充実		都市計画課
事業内容	公園用地や土地区画整理事業地内の公園を整備し、快適な居住環境の整備に努めます。	
今後の目標	都市公園の不足状況を解消するため、土地区画整理事業や開発事業等における街区公園の整備等を推進するとともに、公共施設緑地や民間施設緑地を公園空間としての有効活用を図ります。 また、公園の改修の際には、ユニバーサルデザインに対応した整備を進め、誰もが安心して快適に利用することができる公園としていきます。	

⑤全ての子育てに関する情報提供

子育てに関する総合ハンドブックの作成・配布、ホームページの内容を充実し、情報提供の拡大、広報を活用した啓発活動を充実します。

子育てガイドブックの作成		子ども課
事業内容	子育て支援情報を総合的にまとめた子育てガイドブックを日本語版に合わせ、ポルトガル語版も作成しています。	
今後の目標	常に最新の情報を提供することができるように、今後とも毎年度子育てガイドブックを作成するとともに、子育て世帯すべてに必要な情報が行き渡るよう、啓発に努めます。	

(2) 保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応するため、保育内容の充実を図るとともに、保育施設の整備を進め、ソフトとハード両面での保育サービスの充実に取り組みます。

①保育内容の充実

延長・休日保育、乳児保育、一時保育、統合保育など、保育ニーズの変化に応じた受け入れ体制の整備を図り、子育て家庭が利用しやすい保育内容へと移行します。

幼児教育の充実のため、誰でも幼児教育が受けられるよう私立幼稚園及びその保護者への補助を推進します。

延長保育事業		子ども課
事業内容	就業時間が遅くなる仕事を持っている保護者を対象に保育所を開園する事業	
今後の目標	「第5章 量の見込みと確保の内容」において定めます。	
乳児保育事業		子ども課
事業内容	産休明けからの乳児保育事業	
今後の目標	「第5章 量の見込みと確保の内容」において定めます。	
休日保育事業		子ども課
事業内容	日曜日及び祝日に仕事を持っている保護者を対象とし、保育所を開園する事業	
今後の目標	「第5章 量の見込みと確保の内容」において定めます。	
一時保育事業		子ども課
事業内容	保護者の疾病や冠婚葬祭、介護などの理由により、一時的に預かる事業。実施園の配置の地域的偏りや定員拡大の必要性に応じ、施設整備を進めます。	
今後の目標	「第5章 量の見込みと確保の内容」において定めます。	
統合保育事業		子ども課
事業内容	保育所において、軽・中程度の集団保育を必要とする障がい児を受け入れる保育事業	
今後の目標	障がいを持つ児童にとってよりよい保育とするために、実施保育所の機能強化等の検討を行います。	

病児・病後児保育（施設型）事業		子ども課
事業内容	病気又は病気回復期にある児童を専用室で一時的に預かる事業	
今後の目標	「第5章 量の見込みと確保の内容」において定めます。	
保育所広域入所		子ども課
事業内容	保護者の里帰り出産等の都合で他の市町村の保育所に入所できます。	
今後の目標	子ども・子育て支援新制度施行後も、引き続き、里帰り出産等の都合で他の市町村の保育所への入所を希望する保護者の支援を行います。	
保健師巡回指導事業		子ども課
事業内容	児童の健康相談や障がい児の対応へのアドバイスなどを行います。	
今後の目標	中央子育て支援センターを拠点として、各保育所を巡回し、児童の健康相談や障がい児の対応へのアドバイスなどを行います。 また、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、地域型保育事業を実施する事業所に対する保健師の巡回指導の実施を検討します。	
保育所地域活動事業		子ども課
事業内容	保育所の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流事業の充実を図ります。	
今後の目標	引き続き、世代間交流や異年齢児交流の充実のため、各保育所ごとに特色あふれる交流事業を実施します。	
認可外保育施設への支援		子ども課
事業内容	認可外保育施設への育成支援として、認可保育所の待機による利用者に対し、認可保育所並の保育料となるよう補助しています。	
今後の目標	子ども・子育て支援新制度施行後も、引き続き、支援を実施します。	
私立幼稚園就園奨励費補助事業		子ども課
事業内容	私立幼稚園に在籍する児童の保護者に対して、入園料及び保育料の負担軽減を図るため、私立幼稚園就園奨励費補助金を交付する事業	
今後の目標	子ども・子育て支援新制度施行後も、引き続き、事業を実施します。	

②保育施設の整備

施設の老朽化が進んでおり、建て替え及びリニューアルを計画的に進め、保育環境の整備に努めます。

保育所の施設整備		子ども課
事業内容	施設の老朽化に伴う建て替え及びリニューアルを図るための整備を計画的に進めるとともに、既存施設の環境整備に努めます。	
今後の目標	公共施設保全計画に基づき、計画的な保育所の整備を行っていきます。	

(3) 教育・保育の質の向上と体制の整備

教育・保育について事業を実施するだけでなく、一人ひとりの子どもの個性を尊重した教育・保育の提供体制の充実を図るため、実施する教育・保育事業の質の向上に努めます。

また、認定こども園への移行を希望する保育所または幼稚園に対し、相談支援などを行います。

①教育・保育の質の向上

質の高い保育を提供することができるよう、定期的に講習会や研修を実施し、保育士の資質の向上を図ります。

また、保育内容や施設整備などを第三者によって客観的に評価するシステムを構築し、利用者が利用しやすいサービスを提供できるよう努めます。

保育士研修事業		子ども課
事業内容	各種研修に参加することにより、保育士の資質の向上に努めます。	
今後の目標	愛知県等が実施する研修に参加するほか、市保育園連絡協議会においても各種研修を実施し、引き続き保育士の資質の向上に努めます。 また、幼稚園との研修の連携などについて研究していきます。	
第三者評価制度		子ども課
事業内容	保育サービスの質について第三者機関が専門的・客観的立場から評価する事業	
今後の目標	全保育所において第三者評価事業を実施していくよう努めます。	

②教育・保育提供体制の整備

公立の保育所における職員体制について、国の基準に上乘せして配置することにより、児童の処遇の向上を図ります。

また、就学前の教育・保育の質の向上のため、(仮称) 就学前の教育・保育関係者会議の設置などを検討します。

1歳児保育事業		子ども課
事業内容	保育士1人が保育する1歳児の人数について、国基準が保育士1人に対し児童6人であるところ、市独自に保育士1人に対し児童4人の基準を設け、児童の処遇の向上を図ります。	
今後の目標	今後も継続して実施します。	
(仮称) 就学前の教育・保育関係者会議の設置		子ども課
事業内容	就学前の教育・保育の質の向上のため、幼稚園、保育所、小学校などの関係者から構成する(仮称) 就学前の教育・保育関係者会議の設置に努めます。	
今後の目標	(仮称) 就学前の教育・保育関係者会議の設置を図り、教育・保育内容や職員の処遇などについて情報交換を行い、就学前の教育・保育の質の向上に努めます。	

③教育・保育提供事業者への支援

私立の保育所や認可外保育施設における児童の処遇の向上を図るため、事業者に対する支援を行います。

また、私立幼稚園における児童の処遇の向上を図るため、事業者に対する支援を行います。

1歳児保育事業		子ども課
事業内容	保育士1人が保育する1歳児の人数について、保育士1人に対し児童4人の基準により保育を行っている事業者に対して、委託料等により支援を行います。	
今後の目標	今後も継続して実施します。 また、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育士1人に対し児童4人の基準により保育を行う小規模保育事業者に対する支援を検討します。	
認可外保育施設支援		子ども課
事業内容	認可外保育施設の運営内容や児童の処遇の向上を目的として、運営委託料による支援を行い、保育士等の健康診断などに係る費用の補助を行います。	
今後の目標	今後も継続して実施します。	
私立幼稚園振興費補助事業		子ども課
事業内容	食育の推進や行事の実施に要する費用の一部について補助を行い、私立幼稚園の運営内容や児童の処遇の向上を図ります。	
今後の目標	今後も継続して実施します。	

④認定こども園への移行支援

認定こども園への移行を希望する保育所または幼稚園に対し、相談支援などを行います。

認定こども園への移行支援		子ども課
事業内容	認定こども園への移行を希望する保育所または幼稚園に対し、相談支援などを行います。	
今後の目標	認定こども園に関する相談支援などの充実に努めます。	

(4) 子育て支援のネットワークづくり

育児に関する相談体制の充実や地域の子育て支援拠点の整備を図り、子育て支援のネットワークの構築を行います。

①育児相談体制の充実

子育て支援センターなどで実施する育児相談に加え、子育てに関する心配事や悩みを身近な場所で、気軽に相談できる体制を整備します。

子育て相談の充実（再掲）		子ども課
事業内容	子育て支援センター、保育所、児童センターにおいて電話やメールによる子育て相談や情報の提供を行っています。	
今後の目標	中央子育て支援センターを子ども・子育てに関する情報発信、子育て相談の中核施設として位置づけ、ホームページの掲載内容を見直し、積極的に情報を発信するとともに、保育士、保健師による子育て相談の充実を図ります。 また、通訳の配置などを通じて、外国人親子が利用しやすい環境の整備を図ります。	

②地域子育て支援センター事業の充実

子育て家庭を対象とした育児講座の開催、育児相談などを行うとともに、地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、利用者への情報提供、適切な事業の利用につなげるなどの支援の充実を図ります。

子育て支援センター事業の推進（再掲）		子ども課
事業内容	子育て家庭を対象として、育児講座や親子教室を開催し、また、育児相談や子育てサークルの支援を行っています。	
今後の目標	中央・来迎寺・南の各子育て支援センターで事業を実施するとともに、中央子育て支援センターを中核施設として位置づけ、地域の保育資源の情報提供や地域の保育資源との連携・協力体制を構築することができるように努めます。	
子育て支援コーディネーター事業		子ども課
事業内容	地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握した「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、子育て家庭を対象とした情報提供や利用援助等の支援を行います。	
今後の目標	利用者支援事業（子育て中の親子にとって身近な場所で相談に応じ、個々の家庭の状況を把握して、必要な情報提供等を行い、適切な施設、事業の利用につなげる事業）が子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられたことに伴い、子育て支援の中核施設として位置づける中央子育て支援センターにおいてこの事業を実施することができるような体制づくりに努めます。	

2 母子の健康の確保と増進

(1) 安心安全な妊娠・出産の支援

妊娠出産に関する安全性と快適さを確保するため、正しい知識の普及啓発を行います。

また、妊娠・出産に関する健診や相談の機会を提供し、異常の早期発見、早期治療の機会を提供するとともに経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産ができる体制づくりに努めます。

① 風しんワクチンの助成事業

風しんワクチンの有効性について周知し、胎児の先天性風しん症候群の発生を予防するための助成を行います。

風しんワクチンの助成と周知		健康増進課
事業内容	妊娠を希望する夫婦に対し、風しんワクチン接種に係る費用の一部助成を行います。	
今後の目標	広報、ホームページ、リーフレット等様々な媒体により周知します。	

② 不妊治療の助成事業

経済的な負担の軽減を図るため、不妊治療に係る費用の一部を助成するとともに広報等で周知をし、助成を受けやすい環境づくりに努めます。

また、不妊治療に関する相談窓口となり、必要な機関を紹介します。

一般不妊治療費の助成と周知		健康増進課
事業内容	妊娠を希望する夫婦に対し、不妊治療に係る費用の一部の助成を行います。	
今後の目標	広報、ホームページ、リーフレット等様々な媒体により周知します。	

③ マタニティマークの配布

妊娠初期は母体の健康にとっても大切な時期ですが、外見からは妊娠していることがわかりづらいことから周囲の理解や協力を得にくい時期です。

こうした状況を緩和するための取り組みとして、より多くの人にマタニティマークを認知してもらえるよう周知に努めます。

マタニティマークの普及啓発		健康増進課
事業内容	マタニティマークを配布します。	
今後の目標	広報、ホームページ、リーフレット等様々な媒体により周知します。	

④母子健康手帳交付事業

安全で快適に出産を迎えるため、早期の妊娠届出を促し、妊娠届出の際には母子健康手帳を交付し、活用方法を説明します。

妊娠初期から妊婦の悩みを把握し、早期支援の実現に努めます。

また、妊婦アンケートにより、妊娠期の喫煙や飲酒に対しては、禁煙、禁酒に向けた個別支援を行います。

早期の妊娠の届出		健康増進課
事業内容	妊娠早期の妊娠届出を受理し、母子手帳の交付を行います。	
今後の目標	平成 25 年度において 95%であった妊娠早期(11 週以下)の妊娠届出率を 100%にします。	

⑤妊婦健康診査事業

母体と胎児の健康確保を図る上で重要な妊婦健康診査により、異常の早期発見、早期治療、健康相談の機会を提供するとともに、健康診査にかかる経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産ができる体制の確保に努めます。

妊産婦健康診査		健康増進課
事業内容	妊婦健康診査 14 回、産後健診 1 回、妊産婦歯科健診 1 回分の受診票を発行します。	
今後の目標	必要に応じて健診内容を見直します。	

⑥妊産婦の健康教室の充実

妊娠・出産・育児に関する相談を行い、妊娠期から産後のメンタルヘルスについて妊婦とその家族に伝えるとともに、妊娠・出産に関する正しい知識の普及を図ります。

また、仲間づくりの支援とともに、家族で育児に取り組めるよう支援します。

パパママクラス		健康増進課
事業内容	妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及と仲間づくりを支援するために、パパママクラスを開催します。 また、就労している方が参加しやすいよう休日も開催します。	
今後の目標	平成 25 年度において 13 人であった 1 回当たりの教室参加者数を、1 回当たり 20 人になるようにします。	

(2) 子どもの健康の確保と育てにくさに対する支援の充実

乳幼児の健康の保持増進のため、健康教育、健康診査等により疾病や障がいを早期に発見し、子どもの健康の確保に努めるとともに、乳幼児の発育・発達を確認し、家庭訪問や育児相談を通じて保護者の不安に寄り添い、助言することができる体制づくりに努めます。

①乳幼児健康診査の充実

乳幼児の発育・発達を確認し、疾病や障がいの早期発見に努めるとともに育児不安の軽減を図ります。また、未受診児に対しては家庭訪問等を行い、育児や成長発達に関する助言、様々な情報提供を行う等育児不安に早期に対応できる体制を確立し、虐待予防に努めます。

乳幼児健康診査		健康増進課
事業内容	3・4か月児、1歳6か月児、3歳児に対する集団健康診査を実施し、疾病や異常の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図ります。	
今後の目標	平成25年度において98.5%であった乳幼児健康診査受診率を100%にします。	
健診未受診児のフォロー		健康増進課
事業内容	健診未受診児の状況把握に努め、虐待や育児不安への早期対応に努めます。	
今後の目標	平成25年度において1名であった乳幼児健康診査未受診未把握児数を0名にします。	

②予防接種事業

予防接種の内容や時期、実施する医療機関等の周知を図るとともに、転入者、未接種者への個別通知を強化し、接種率の向上に努めます。

予防接種		健康増進課
事業内容	感染症予防のため、乳幼児・就学児童を対象に定期予防接種を実施します。接種期限完了前の未接種者を把握し、接種勧奨を行います。	
今後の目標	平成25年度において92%であった麻しん風しん混合ワクチン2期の接種率を95%にします。	

③乳幼児の個別相談・個別指導の充実

乳幼児健康診査や健診事後教室、育児相談において、保健師や心理相談員による個別相談を実施し、必要に応じて関係機関と連携を図りながら支援を行います。子どもの死亡原因の第1位である不慮の事故についても、健診等の機会を通して周知していきます。

乳幼児の個別相談・個別指導		健康増進課
事業内容	乳幼児健診や事後教室、育児相談日において、発達や育児に関する相談を行い、早期療育につなげます。	
今後の目標	平成25年度の3・4か月児健診において68.4%であった「ゆったりとした気分で子どもと過ごせる人」の割合を増やします。	

④家庭訪問事業

家庭訪問（新生児訪問、乳幼児訪問等）により、子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭や、子どもへの関わりにくさを感じている保護者に対し、発達段階や生活環境に応じた助言指導を行います。

また、複雑な問題を抱えている家庭に対しては、医療機関、子ども課等と連携し、早期訪問等による支援体制を推進します。

妊婦訪問事業		健康増進課
事業内容	継続的な関わりが必要な妊婦家庭を訪問し、妊娠期に関する正確な知識や妊娠中の生活指導、家族計画、妊娠、出産、育児に対する不安や悩みの解消が図られるようにし、母子の健全な成育環境の確保を図ります。	
今後の目標	職員の資質の向上に努め、より適切な支援を提供します。	
新生児訪問事業		健康増進課
事業内容	生後1か月までの乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、育児に関する情報提供や養育環境の把握等を行い、乳児の健全な成育環境の確保を図ります。	
今後の目標	職員の資質の向上に努め、より適切な支援を提供します。	
こんにちは赤ちゃん訪問事業		健康増進課
事業内容	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、育児に関する情報提供や養育環境の把握等を行い、乳児の健全な成育環境の確保を図ります。	
今後の目標	平成25年度において96.9%であったこんにちは赤ちゃん訪問の実施率を100%にします。	
未熟児訪問事業		健康増進課
事業内容	身体発育が未熟なまま出生した乳児の家庭に対し、必要な保健指導を行い、未熟児の健やかな成長を支援します。	
今後の目標	職員の資質の向上に努め、より適切な支援を提供します。	
養育支援訪問事業		健康増進課
事業内容	保護者の養育に支援が必要と認められる乳幼児家庭を訪問し、その養育が適切に行われるよう相談、助言など必要な支援を行います。	
今後の目標	職員の資質の向上に努め、より適切な支援を提供します。	
母子保健訪問事業		健康増進課
事業内容	健康診査や相談で、支援が必要と認められる家庭を訪問し、育児に関する情報提供や養育環境の把握等を行い、乳児の健全な成育環境の確保を図ります。	
今後の目標	職員の資質の向上に努め、より適切な支援を提供します。	

⑤小児医療体制の充実

身近な地域で安心して医療が受けられるように、かかりつけ医の確保の必要性を啓発します。

乳幼児期の突発的な病気やけがなどのときも、安心して受診することができるよう、地域の救急医療の充実を図ります。

小児救急医療体制の充実		健康増進課
事業内容	乳幼児の突発的な病気やけがなどのときも、安心して受診することができるよう、地域の救急医療についての充実を図ります。	
今後の目標	より一層の制度の充実に努めます。	
かかりつけ医の啓発		健康増進課
事業内容	乳幼児健診において、かかりつけ医を確保することの必要性を啓発していきます。	
今後の目標	広報、ホームページ、リーフレット等様々な媒体により周知します。	
医療情報の提供		健康増進課
事業内容	ホームページや広報などで小児医療に関する様々な情報を提供します。	
今後の目標	広報、ホームページ、リーフレット等様々な媒体により周知します。	

⑥医療費助成

子ども医療費を助成し、所得に応じて母子・父子家庭に対し医療費の助成を行うなど、医療に対する経済的負担の軽減に努めます。

子ども医療費助成		国保医療課
事業内容	子どもの中学校卒業年度までの保険診療による自己負担分の全額を助成します。	
今後の目標	今後も継続して実施します。	
母子家庭等医療費助成		国保医療課
事業内容	母子・父子家庭などで、18歳以下の児童とその母又は父等の保険診療による自己負担分の全額を助成します。(所得制限あり。)	
今後の目標	今後も継続して実施します。	

(3) 思春期保健対策の推進

児童・生徒自らが心身の健康に関心を持ち、思春期の身体的、心理的な発達状況を理解し、思春期の心の健康や性の問題に対応し、よりよい将来を生きるため、多分野の協働による健康教育を推進します。

①思春期保健対策の推進

児童・生徒自らが心身の健康に関心を持ち、よりよい将来を生きるための健康の維持・向上に取り組めるよう多分野の協働による健康教育の推進に取り組みます。

思春期保健対策の推進		健康増進課 学校教育課
事業内容	思春期対策の充実のため、教育機関、行政との間で連携をとりながら心身の成長や性に関する健康教育を行い、正しい知識の提供に努めます。 また、学校保健と地域保健との連携の強化・促進を図るための会議を開催します。	
今後の目標	実施回数、実施内容について一層の充実を図ります。	

②学校における保健活動の推進

健康に生涯を過ごすための基礎を培う健康教育を推進します。

学校における保健活動の充実		学校教育課
事業内容	健康に生涯を過ごすための基礎を培うために、保健学習や保健指導などの充実を図ります。	
今後の目標	引き続き、市内全小中学校において実施します。	

3 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

多様な働き方が実現されるよう、男女共同参画についての周知・啓発や情報提供を行います。

また、就労に関する相談の実施など、職業生活と家庭生活の両立が図られるよう、労働環境の改善に向けて関係機関との連携の強化を図ります。

①男女共同参画プランの周知

全市的な推進体制を確立し、市民によるプランの進行管理体制を整備するとともに、男女共同参画制度の意義の浸透、改革や普及啓発に努めます。

男女共同参画推進事業		協働推進課
事業内容	「男は仕事、女は家庭」に代表される性別による固定的な役割分担意識をなくし、一人ひとりが自分らしくいきいきと暮らせる男女共同参画の啓発や情報提供を行います。	
今後の目標	男女共同参画に関する資料、情報の提供等を行うとともに、男女共同参画講演会を実施し、広く啓発を図ります。	

②就労に関する相談の充実

就労に関する相談や、労働環境の改善に向けて関係機関との連携の強化を図ります。

労働相談・職業相談の開催協力		経済課
事業内容	労働問題及び職業相談の開催に協力し、ホームページや広報などにより周知します。	
今後の目標	今後も継続して実施します。	
ハローワーク等関係機関との連携		経済課
事業内容	雇用及び労働条件の改善などについて関係機関との連携を強化します。	
今後の目標	今後も継続して実施します。	

(2) 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立に向けて、企業や事業者へ啓発を行います。また、男性の育児参加が活発になるように市民に対する啓発にも取り組みます。

①企業の育児時間、育児休業、病児看護休暇制度の普及促進

企業へ様々な制度を普及促進・啓発し、子育てと仕事が両立できる職場環境の整備を促進します。

ファミリー・フレンドリー企業の普及促進		経済課
事業内容	少子化に対応し、男女がともに家庭と仕事の両立ができる様々な制度と職場環境にするため、市内企業に周知します。	
今後の目標	今後も継続して実施します。	
事業主に対する意識啓発		経済課
事業内容	広報、ホームページによる啓発を行います。	
今後の目標	今後も継続して実施します。	
育児休業等の法令の周知・啓発		経済課
事業内容	広報、ホームページによる啓発を行います。	
今後の目標	今後も継続して実施します。	

②男性の育児参加意識の醸成

広報活動を通じて市民及び企業に啓発し、男性の育児参加意識の醸成を図ります。

男性育児参加の啓発		経済課
事業内容	広報、ホームページによる啓発やイクメンプロジェクトについて市内企業にリーフレットを配布します。	
今後の目標	今後も継続して実施します。	

4 きめ細かな取り組みが必要な家庭や子どもへの支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の防止に向けて、未然に防ぐための相談体制を充実し、虐待が疑われる家庭の情報共有など関係機関との連携の強化を図ります。児童虐待が起こってしまった場合には、被害にあった子どもの保護やケアに努めます。

①児童虐待の未然防止

児童の養育やしつけ、その他家庭が抱える諸問題や悩みに対して適切な助言指導を行うため、家庭児童相談室を設置するとともに、相談員に対する研修を実施し、質の向上を図ります。また、要保護児童対策ネットワーク協議会を開催し、関係機関との情報の共有や連携の強化を行います。

相談員の研修の充実		子ども課
事業内容	各種研修の実施により相談員の資質の向上に努めます。	
今後の目標	今後とも、各種研修を受講し、資質の向上に努めます。	
児童虐待相談		子ども課
事業内容	地域に密着した相談の充実を図るとともに要保護児童に関する通告義務についての広報・啓発に努めます。また、要保護児童対策ネットワーク協議会、家庭児童相談室等に関する広報掲載を実施するとともに、要保護児童に関する通告、通報に対応するため、相談員の充実を図ります。	
今後の目標	管理するケースの増加に対応するため、相談員の増員を図ります。 また、緊急時に、チームで迅速に対応することができる体制の構築に努めます。	
要保護児童対策ネットワーク協議会の充実		子ども課
事業内容	要保護児童対策ネットワーク協議会の充実と関係機関との連携を図り、児童虐待の未然防止に努めます。 また、要保護児童対策ネットワーク協議会のケース検討部会を必要な都度開催し、児童虐待の早期対応に努めます。	
今後の目標	引き続き、要保護児童対策ネットワーク協議会を中心とした関係機関の連携を図り、児童虐待の未然防止に努めます。	

②被害にあった子どもの保護

犯罪、いじめ、虐待などにより被害を受けた児童・生徒の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、カウンセリングや保護者に対する助言など関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

スクールカウンセラー（心の相談員）の充実		学校教育課
事業内容	小中学校へのスクールカウンセラー配置の充実を図ります。	
今後の目標	スクールカウンセラーと児童生徒や保護者等との相談活動を円滑に行うために、相談回数や時間数等を増やします。	
家庭児童相談事業		子ども課
事業内容	児童の養育やしつけ、その他家庭が抱える諸問題や悩みに対して適切な助言指導を行うため家庭児童相談室の充実に努めます。	
今後の目標	各種研修を受講し、相談員の資質の向上を図るとともに、相談員の増員による相談体制の充実を図ります。	
里親制度の啓発		子ども課
事業内容	里親制度について広報等による啓発活動の充実に努めます。	
今後の目標	今後も継続して実施します。	

(2) ひとり親家庭、生活困窮家庭等における日常生活支援、就労支援、経済的支援等の充実

母子・父子家庭等のひとり親家庭や生活困窮家庭等の自立に向けて、日常生活における支援や、就労に関する支援を行います。

また、事由に応じた経済的支援も行います。

①日常生活における支援

ひとり親家庭が抱える諸問題について、母子・父子自立支援員による相談、助言の充実を図ります。

また、ひとり親家庭において、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、支援員による生活支援を行います。

母子・父子自立支援員		子ども課
事業内容	自立に必要な情報提供を行うとともに、職業能力の向上、求職活動の支援に関する相談、助言を行います。	
今後の目標	各種研修の受講などにより、母子・父子自立支援員の資質の向上に努めます。	
ひとり親家庭等日常生活支援事業		子ども課
事業内容	ひとり親家庭等において、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、支援員による生活支援を行います。	
今後の目標	今後も継続して実施します。	
母子生活支援施設・助産施設入所措置		子ども課
事業内容	母子家庭等の生活と子育てを援助し、自立することができるよう支援するため、母子生活支援施設への入所措置を行います。 また、経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦が助産施設を利用することができるよう支援を行います。	
今後の目標	今後も継続して実施します。	

②ひとり親家庭の就労及び生活支援事業

母子・父子家庭などのひとり親家庭の児童が就学・就職する際に必要な費用を貸し付けることによって児童福祉の向上を図るとともに、親に対して、高等職業訓練促進給付金の給付などの就労支援を行うことによって、自立を促進します。

母子・父子家庭等の親への就業支援		子ども課
事業内容	自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業による給付金を支給します。	
今後の目標	今後も継続して実施します。	
母子・父子家庭福祉資金貸付事業		子ども課
事業内容	県が行う母子・寡婦福祉資金貸付事業や父子福祉資金貸付事業の相談支援を行います。	
今後の目標	新たに開始される父子福祉資金貸付事業について、制度の周知、啓発に努めます。	

③各種経済支援の充実

母子家庭等医療費助成制度などの充実に努めます。また、母子・父子家庭などや低所得層などの生活困窮家庭に対する就学援助などの事業について広報などを通じて周知します。

遺児手当の支給		子ども課
事業内容	父又は母がいないか、父又は母が重度の障がいなどの状態にある18歳以下の児童を養育している人を対象に手当を支給します。(所得制限：市手当 なし、県手当 あり)	
今後の目標	今後も継続して実施します。	
母子家庭等医療費助成（再掲）		国保医療課
事業内容	母子家庭などで、18歳以下の児童とその父又は母等の保険診療による自己負担分の全額を助成します。(所得制限あり)	
今後の目標	今後も継続して実施します。	
児童扶養手当の支給		子ども課
事業内容	離婚等で父又は母がいないか、父又は母が重度の障がいなどの状態にある児童（18歳以下）を監護養育している人を対象に手当を支給します。(所得制限あり)	
今後の目標	今後も継続して実施します。	
就学援助		学校教育課
事業内容	家庭の経済的な理由により、児童を就学させるのが困難な家庭に対して、学用品や学校給食費などの経費を援助します。	
今後の目標	今後も継続して実施します。	
奨学金		教育庶務課
事業内容	経済的な理由により、高等学校への就学が困難な生徒に対して奨学金を支給します。	
今後の目標	今後とも、学ぶ意欲のある生徒が経済的な面で心配することなく安心して学べるよう、事業の充実に努めます。	
緊急奨学金		教育庶務課
事業内容	失職、会社の倒産などにより、家計収入が激減し、高等学校への就学が困難な生徒に対して、緊急に奨学金を支給します。	
今後の目標	家計が急変した生徒等が経済的理由により就学を断念することがないように、引き続き事業の充実に努めます。	
ファミリー・サポート・センター利用支援事業		子ども課
事業内容	ひとり親家庭等の依頼会員がファミリー・サポート・センター事業を利用した場合に、利用者負担額の一部を助成する事業	
今後の目標	利用者負担額の半額程度の助成をすることができるように事業の実施を検討します。	

(3) 障がい児の生活や保健福祉施策の充実

障がいの程度などにかかわらず、必要な教育・保育が受けられるように支援を行っていきます。また、必要に応じて経済的な支援も行い、障がい児の健やかな成長を支援します。

①特別支援教育の充実

小中学校への特別支援学級の設置を図り、障がいのある児童・生徒が、地域で学べる環境を整備します。

学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症などの障がいのある児童・生徒に対して支援体制の整備をします。

教育・福祉・医療・労働等が一体となって、障がいのある子ども及びその保護者等の多様なニーズに応え、乳幼児から学校教育終了後まで、生涯にわたって一貫した支援を行うための総合的なシステムを構築します。

特別支援教育の充実		学校教育課
事業内容	設置基準に達した小中学校への特別支援学級の設置を図ります。	
今後の目標	人数の増加があれば、増設・新設を県へ要望します。	
通級指導教室の設置		学校教育課
事業内容	発達障がいのある児童・生徒に対して心身の障がいに応じた特別な指導を行うための通級指導教室の設置に努めます。	
今後の目標	県へ新設を要望します。	
特別支援教育連携協議会の設置		学校教育課
事業内容	就学前から中学校卒業以降にわたる、個別の支援計画を策定します。 発達障がいについての、わかりやすい啓発リーフレットを作成します。 子どもたちの職業自立をめざすための、特別支援教育講演会を開催します。	
今後の目標	「個別の（教育）支援計画」の質問Q&Aを作成します。	
就学指導の充実		学校教育課
事業内容	就学指導体制の充実、就学援助事業の的確な実施、障がい児教育の啓発活動の推進、進路指導の充実などの教育条件整備を推進します。	
今後の目標	教育支援委員会を設置し、就学校の支援についても協議していきます。	

②障がい児保育の充実

保育所での障がい児の受け入れを進めるとともに、各種の障がいに対応できるよう職員の研修を充実し、楽しい保育所生活が送れるよう努めます。また、保護者への相談体制を充実します。

統合保育事業（再掲）		子ども課
事業内容	保育所において、軽・中程度の集団保育を必要とする障がい児を受け入れる保育事業	
今後の目標	障がいを持つ児童にとってよりよい保育とするために、実施保育所の機能強化等の検討を行います。	
親子通所事業の充実		子ども課
事業内容	発達の遅れのある子どものための療育の場として「ひまわりルーム」を開設しています。また、今後は指導方法の研究や指導者の育成等療育事業の充実を図ります。	
今後の目標	中央子育て支援センター内の「ひまわりルーム」専用室を拠点として、療育事業の充実を図ります。	

③障がい児通所施設の整備

これまで南児童センターで行っていた療育事業について、平成27年度からは、中央子育て支援センター内に整備した療育事業の専用室を利用し、未就園の障がいを持つ子が親とともに通所する療育環境の充実を図ります。

療育相談・発達診断業務		子ども課
事業内容	臨床心理士をはじめとする心理相談員により、保育士等に対する療育指導及び保護者の精神的ケア等に努めます。	
今後の目標	臨床心理士をはじめとする心理相談員を中心に、保育士、保健師がそれぞれの専門性を生かして相談業務を行うことができる体制を整備します。	
親子通所施設の整備		子ども課
事業内容	中央子育て支援センター内に専用の施設を整備し、利用しやすい環境を提供します。	
今後の目標	療育事業専用室について、肢体不自由児なども利用しやすい環境であることなど、今後は施設の周知に努めるとともに、療育事業の内容の充実を図ります。また、外国人親子の受入れ環境の整備を検討します。	
親子分離療育事業		子ども課
事業内容	親子集団療育を終了した児童に対し、きめ細かな親子分離療育事業を行うことにより、児童の集団保育・教育（保育所・幼稚園・小学校）への移行支援を図ります。	
今後の目標	中央子育て支援センター内の療育事業専用室を拠点として、児童一人ひとりの状況に応じ、きめ細かな親子分離療育を実施していきます。	

④障がい福祉サービス等による支援・経済的支援の充実

児童への障がい福祉サービス等による支援の充実を図るとともに、手当の支給や福祉医療費の助成などの経済的な支援を行います。

障がい福祉サービス費等の支給		福祉課
事業内容	障がい児の日常生活を支援するための障がい福祉サービスを提供し、適切な療育の充実を推進します。	
今後の目標	障がい福祉サービス等を供給する事業所の確保に努めます。	
補装具費や日常生活用具費の支給		福祉課
事業内容	補装具や日常生活用具の購入費用の一部を支給することにより、補装具等の活用を推進し、日常生活の自立を図ります。	
今後の目標	補装具等の利用者の増加を図ります。	
自立支援医療（育成医療・精神通院医療）費の支給		福祉課
事業内容	心身の障がいを除去や軽減するための治療に要する医療費の一部を支援することにより、自己負担の軽減を図ります。	
今後の目標	支給認定者数の増加を図ります。	
障がい児等への各種手当の支給		福祉課
事業内容	特別児童扶養手当、障がい児福祉手当、在宅重度障がい者手当、心身障がい者扶助料を支給し、経済的な支援を行います。	
今後の目標	各種手当等支給制度の周知に努めます。	
障がい者医療費の助成		国保医療課
事業内容	知立市障害者医療費支給条例に基づく医療費の助成	
今後の目標	今後も継続して実施します。	
精神障がい者医療費の助成		国保医療課
事業内容	知立市精神障害者医療費支給条例に基づく医療費の助成	
今後の目標	今後も継続して実施します。	

※ 「障がい福祉サービス等」とは、「障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助）」、「障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援（医療に係るものを除く。）、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）」、「計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）」、「障がい児相談支援（障がい児支援利用援助及び継続障がい児支援利用援助）」及び「地域生活支援事業（移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴、相談支援事業等）」をいいます。

第5章 量の見込みと確保の内容

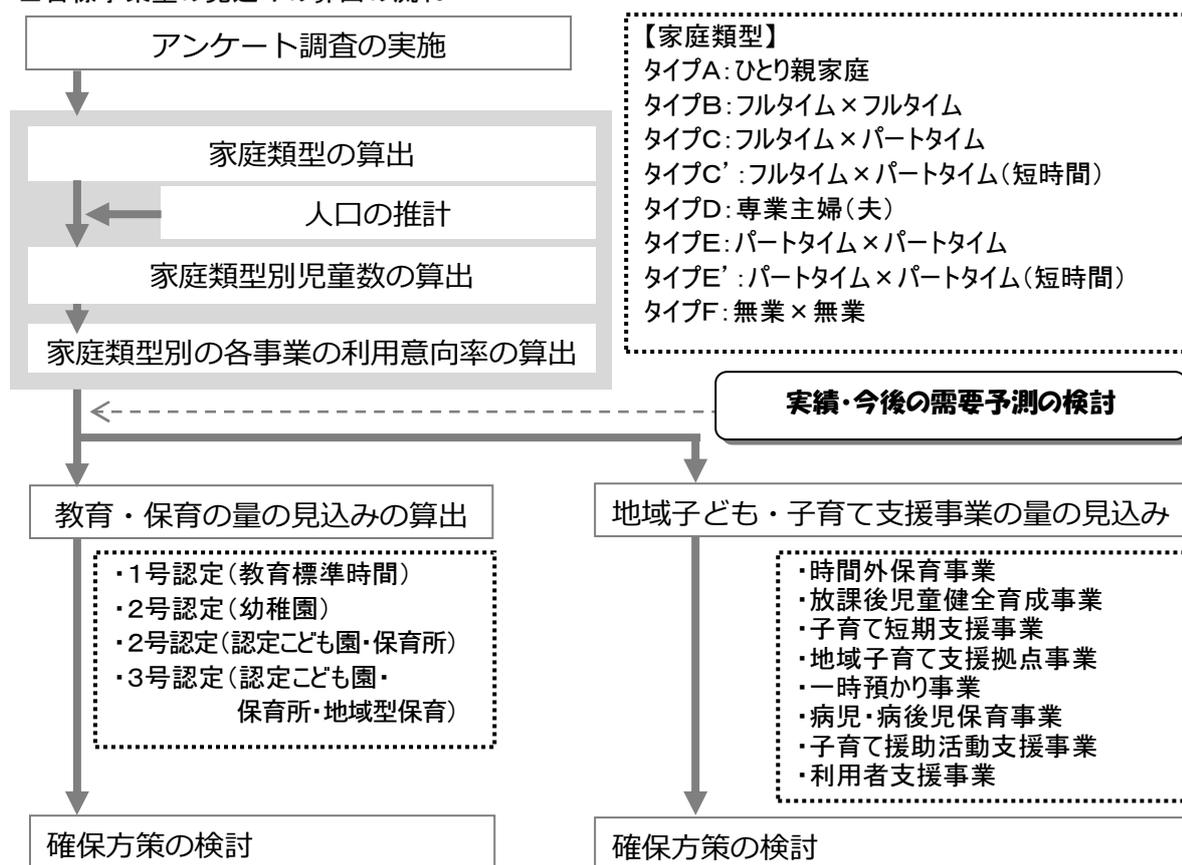
1 目標事業量の設定

(1) 目標事業量の設定

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、平成27年度を初年度とする5年間の、教育・保育事業、及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、平成25年度に実施した「知立市子ども・子育てに関するアンケート調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定しています。

■目標事業量の見込みの算出の流れ

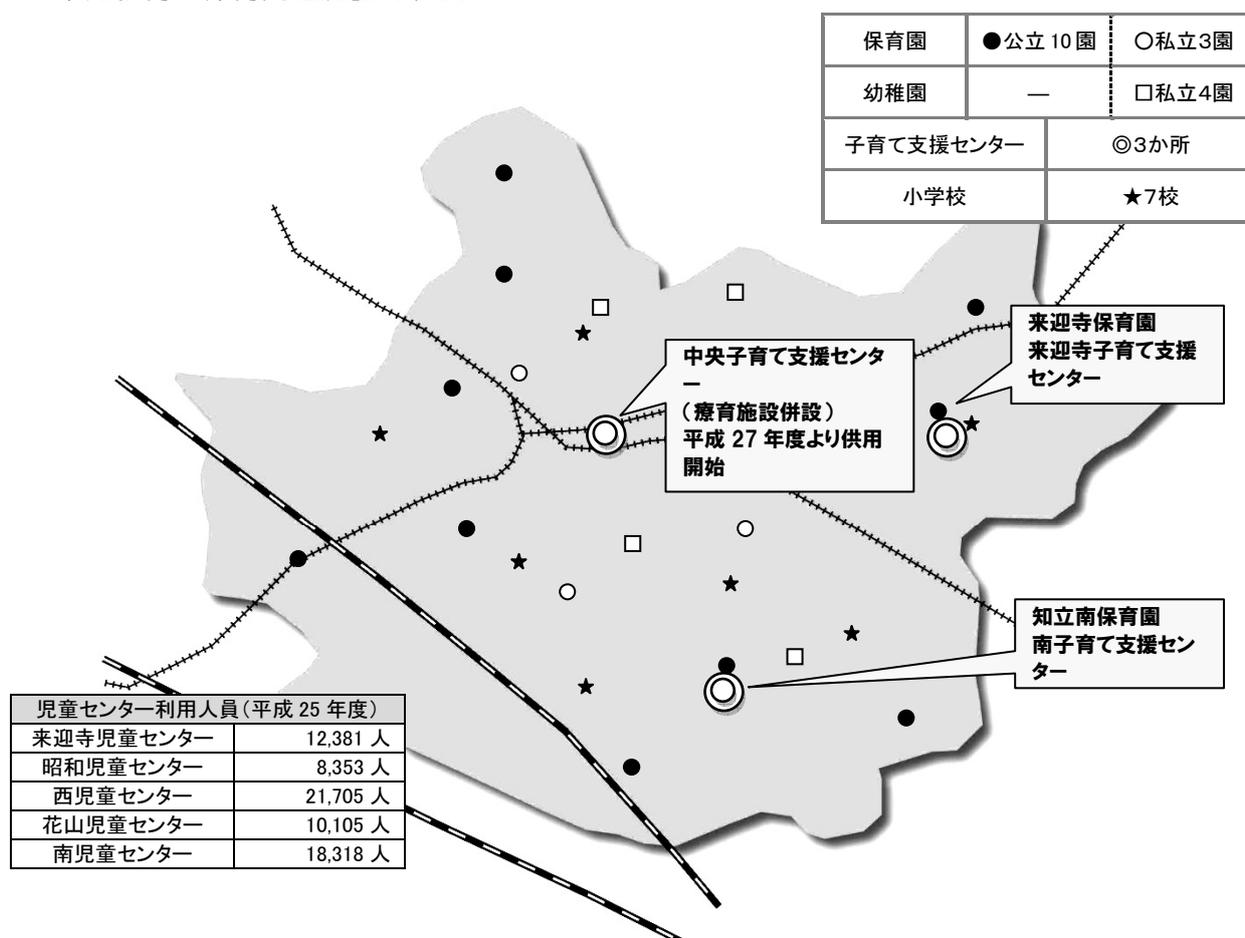


(2) 教育・保育提供区域の設定

国では、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」といいます。）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

本市では、7小学校区や3中学校区といった単位で教育・保育提供区域を設定することも考えられますが、①小学校区では提供区域内での需給調整が難しいと考えられること②日常的な生活圏域としては市域が狭く、すべての区域範囲において、規模的に問題ない範囲の程度であること③高齢者福祉・介護保険事業計画において、介護保険法における日常生活圏域を定めることとしており、本市は市域を圏域としていること④明治39年に知立町、上重原村、牛橋村、長崎村（一部）が合併し知立町となって以降、合併もなく、歴史的にみても、今日までにまち全体での結びつきは十分であることなどを考慮し、本市においては、市全体を一つの区域として設定します。

■市内教育・保育関連施設の状況



2 教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 教育事業【1号認定】

	見込み	推計				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
A量の見込み	813	872	866	861	848	843
B 確保の内容	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103
B-A	290	231	237	242	255	260

【確保の内容】

現在、私立の4幼稚園で事業を行っており、必要な量が確保されています。

(2) 保育事業【3号認定（0歳児）】

	見込み	推計				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
A量の見込み	82	96	96	95	94	93
B 確保の内容	109	109	116	116	116	116
特定教育・保育施設	109	109	109	109	109	109
地域型保育	0	0	7	7	7	7
B-A	27	13	20	21	22	23

【確保の内容】

平成28年度以降に地域型保育事業への事業者の参入を図り、サービス提供量の拡充に努め、産休明けからの乳児保育サービスの充実に努めます。

(3) 保育事業【3号認定（1・2歳児）】

	見込み	推計				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
A量の見込み	427	531	528	527	524	520
B 確保の内容	499	499	529	529	529	529
特定教育・保育施設	499	499	499	499	499	499
地域型保育	0	0	30	30	30	30
B-A	72	▲32	1	2	5	9

【確保の内容】

平成28年度以降に地域型保育事業への事業者の参入を図り、必要な量の確保に努めます。

(4) 保育事業【2号認定・2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）】

	見込み	推計				
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
A量の見込み	1,038	1,063	1,055	1,048	1,033	1,026
2号認定	1,038	978	971	964	950	944
2号認定 （幼児期の学校教育の利用希望 が強い）		85	84	84	83	82
B 確保の内容	1,352	1,352	1,352	1,352	1,352	1,352
B-A	314	289	297	304	319	326

【確保の内容】

公立 10 園、私立 3 園の計 13 園で事業を行っており、今後もこの確保の内容を維持していきます。

※ 「1号認定」とは、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、次に掲げる「2号認定」以外の状況であるという認定のことをいいます。

「2号認定」とは、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働、疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるという認定のことをいいます。

「3号認定」とは、満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働、疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるという認定のことをいいます。

これらの認定は、子ども・子育て支援法において、小学校就学前の子どもの保護者の居住地の市町村が行うこととされています。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

	見込み	推計				
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
A量の見込み	190	294	292	291	288	286
B 確保の内容	190	294	292	291	288	286
B-A	0	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。

【確保の内容】

事業に必要な人材の確保に努めます。

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

	見込み	推計				
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
A量の見込み	412	454	453	451	452	453
1～4年生	412	388	391	389	388	391
5、6年生		66	62	62	64	62
B 確保の内容	480	480	510	550	550	550
B-A	68	26	57	99	98	97

【確保の内容】

全小学校区で事業を実施しており、必要な量は確保されていますが、知立小学校区及び来迎寺小学校区において、利用者数が定員を超えているため、平成 28 年度に花山児童センターの施設整備により知立小学校区で定員 30 人増、平成 29 年度に来迎寺児童センターの施設整備により来迎寺小学校区で定員 40 人増を図ります。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

	実績	推計				
	平成 25 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
A量の見込み	0	11	11	11	11	11
B 確保の内容	20	20	20	20	20	20
B-A	20	9	9	9	9	9

【確保の内容】

必要な量は確保されていますが、新たに児童養護施設等と事業の利用契約を締結し、利用することができる施設の増加に努めます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

	実績	推計				
	平成 25 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
A量の見込み	27,183	53,986	53,676	53,461	53,126	52,673
B 確保の内容	27,183	53,986	53,676	53,461	53,126	52,673
B-A	0	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。

【確保の内容】

現在、3施設で事業を実施しており、必要な量が確保されています。

(5) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

【幼稚園における一時預かり】

現行の幼稚園における預かり保育と同様、在籍児童を対象として、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請等に応じて実施する預かり保育事業

	見込	推計				
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
A量の見込み	11,060	11,060	10,978	10,910	10,747	10,692
1号認定による利用	11,060	10,081	10,012	9,944	9,795	9,740
2号認定による利用		979	966	966	952	952
B 確保の内容	11,060	11,060	10,978	10,910	10,747	10,692
B-A	0	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。

【確保の内容】

私立の4幼稚園で事業を行っており、必要な量が確保されています。

【その他の一時預かり】

保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業

	実績	推計				
	平成 25 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
A量の見込み	3,598	3,587	3,565	3,550	3,525	3,496
B 確保の内容	5,400	6,900	7,200	7,200	7,200	7,200
B-A	1,802	3,313	3,635	3,650	3,675	3,704

【確保の内容】

公立の5保育所で事業を行っており、必要な量は確保されています。

平成27年度から、中央子育て支援センターで一時預かり事業の実施を図ります。

(6) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業

	実績	推計				
	平成 25 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
A量の見込み	209	571	569	568	559	555
B 確保の内容	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
B-A	991	629	631	632	641	645

【確保の内容】

1 事業者が事業を行っており、必要な量は確保されています。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

	実績	推計				
	平成 25 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
A量の見込み	1,094	1,675	1,671	1,647	1,683	1,671
B 確保の内容	1,094	1,675	1,671	1,647	1,683	1,671
B-A	0	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。

【確保の内容】

援助会員の拡大を図り、必要な量の確保に努めます。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

	実績	推計				
	平成 25 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
A量の見込み	739	760	757	751	745	738
B 確保の内容	739	760	757	751	745	738
B-A	0	0	0	0	0	0

【確保の内容】

妊娠届や出生届の提出の際に把握した生後4か月までの乳児のいる全家庭を対象に、保健師、看護師、保育士などの有資格者で、研修を受けた赤ちゃん訪問員が訪問します。

(参考：赤ちゃん訪問員10人×7家庭訪問/月)

(9) 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

	実績	推計				
	平成 25 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
A量の見込み	914	757	751	745	738	728
B 確保の内容	914	757	751	745	738	728
B-A	0	0	0	0	0	0

【確保の内容】

妊娠届を提出した妊婦に対して妊産婦・乳児健康診査受診票を発行し、受診を促します。

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

	実績	推計				
	平成 25 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
A量の見込み	173	175	174	173	171	170
B 確保の内容	173	175	174	173	171	170
B-A	0	0	0	0	0	0

【確保の内容】

関係機関（産婦人科等）からの情報提供等により訪問支援を行う必要があると思われる家庭を把握し、その情報をもとに訪問する家庭や支援内容を決定した上で、保健師、助産師、保育士などの有資格者が訪問します。

第6章 推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携するとともに、知立市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、家庭をはじめとして、保育所、幼稚園、学校、地域、その他子育て支援に関する関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

また、計画を市民との協働で進めていくためには、本計画で示した基本理念や考え方、各種取り組みについて広く周知していくことが重要です。そのため、広報紙やホームページ、窓口等において情報提供を行うとともに、計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の子ども・子育てに関する情報についても市民への周知・啓発を図ります。

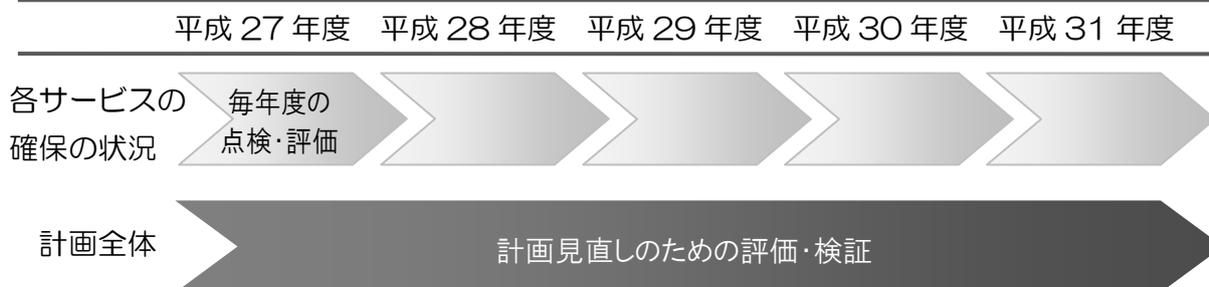
2 計画の評価・検証

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、毎年度、知立市子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を設けることにより、総合的かつ計画的に取り組めます。

また、(仮称)放課後児童の居場所運営委員会や、(仮称)就学前の教育・保育関係者会議など、子ども・子育てに関する個別の具体的な事例の情報交換や検討を行う必要がある場合には、部会を立ち上げ、問題解決等のための具体的な検討をしていきます。

計画推進の仕組みとして、計画・実行・点検(評価)・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

また、本計画では各年における量の見込みと確保の内容について記載しており、計画通りの見込みと確保のバランスが取れているかを毎年度点検・評価を行い、事業が計画に即して的確に実施されるように管理します。



資料編

1 知立市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「推進法」という。）第21条並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第77条第1項の規定に基づき、知立市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置及び担当事務)

第2条 次に掲げる事務を担当させるため、子ども・子育て会議を置く。

- (1) 推進法第8条の規定による知立市次世代育成支援対策行動計画に関する事項を調査審議すること。
- (2) 支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (3) その他市長が特に必要と認めること。

(組織及び任期)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療、福祉又は学校教育の関係者
- (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者
- (4) 保育所又は幼稚園に在籍する児童の保護者
- (5) 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任を妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉子ども部子ども課において処理をする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 知立市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・順不同)

区分	団体名等	氏名
学識経験を有する者	日本福祉大学教授	蔭山 英順
医療、福祉又は学校教育の 関係者	医師会代表（西中町クリニック）	豊田 かおり
〃	社会福祉協議会代表	鈴木 恭子
〃	保育園代表	北村 信人
〃	幼稚園代表	川合 大一郎
〃	小中学校PTA代表	加藤 浩文
〃	小中学校校長会代表	山崎 敬司
地域団体又は公共的団体を代 表する者	民生・児童委員代表	坂本 進
〃	主任児童委員代表	石川 恵子
〃	地域活動クラブ代表	財津 咲代
保育所又は幼稚園に在籍する 児童の保護者	保育園保護者代表	吉田 恵
〃	幼稚園保護者代表	永田 憲子
市内に居住し、通勤し、又は 通学する者	市内居住者代表	佐藤 慎子
〃	市内居住者代表	西 玲子
関係行政機関の職員	衣浦東部保健所所長	服部 悟
〃	刈谷児童相談センター所長	野々村 尚道
市の職員	副市長	清水 雅美
〃	教育長	川合 基弘
その他市長が必要と認める者	労働者代表	落 邦広
〃	一般事業主代表	服部 友彦

3 策定経過

年月日	内容
平成 25 年 8 月 16 日	平成 25 年度第 1 回知立市次世代育成支援対策推進協議会 ・知立市子ども・子育て支援事業計画の策定について
平成 25 年 10 月 18 日	平成 25 年度第 2 回知立市次世代育成支援対策推進協議会 ・知立市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うアンケート調査について
平成 25 年 11 月 18 日 ～11 月 30 日	知立市の子ども・子育てに関するアンケート調査 (未就学児童調査) の実施
平成 26 年 1 月 6 日 ～1 月 17 日	知立市の子ども・子育てに関するアンケート調査 (小学生児童調査) の実施
平成 26 年 2 月 26 日	平成 25 年度第 3 回知立市次世代育成支援対策推進協議会 ・知立市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うアンケート調査結果について
平成 26 年 5 月 23 日	平成 26 年度第 1 回知立市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援新制度について ・教育・保育の提供区域の設定について ・「子ども・子育てに関するアンケート調査」から算出するニーズ量について ・「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」策定について
平成 26 年 7 月 25 日	平成 26 年度第 2 回知立市子ども・子育て会議 ・知立市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育事業の量の見込みについて ・知立市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
平成 26 年 9 月 4 日	平成 26 年度第 3 回知立市子ども・子育て会議 ・知立市子ども・子育て支援事業計画の素案について ・知立市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保の内容について
平成 26 年 10 月 8 日	平成 26 年度第 4 回知立市子ども・子育て会議 ・知立市子ども・子育て支援事業計画素案について
平成 26 年 10 月 16 日 ～10 月 29 日	パブリックコメントの実施
平成 26 年 11 月 6 日	平成 26 年度第 5 回知立市子ども・子育て会議 ・知立市子ども・子育て支援事業計画素案に係るパブリックコメントの結果等について
平成 27 年 1 月 23 日	平成 26 年度第 6 回知立市子ども・子育て会議 ・知立市子ども・子育て支援事業計画の市議会 1 2 月定例会における審議結果等について

知立市子ども・子育て支援事業計画

発 行：知立市役所福祉子ども部子ども課

住 所：〒472-8666

愛知県知立市広見三丁目1番地

T E L：0566-83-1111（代表）

F A X：0566-83-1141

E-mail：kodomom@city.chiryu.lg.jp

発行年月：平成27年3月
